

農協による経営受託

——大垣南機械化営農組合および第一機械化営農組合の場合——

木村 一夫

目次

- はしがき
- 一 大垣の概要
- 二 機械化営農組合の生成
- 三 農業経営受託の展開
- 四 農業生産組織の問題点
- 五 展望

はしがき

農業生産組織は、崩れやすい。すぐれた指導者に恵まれた特別のものを除いて、長時間継続している組織は少なく、新しく生まれるそばから古いものが解体している⁽¹⁾。

安城市桜井町農協営農推進部会の例をみれば、折から米の減反政策にぶつかって米作意欲は急速に減退し、結局、農協

農協による経営受託（木村）

は技術信託の事務局の名残りを残しただけで、各賃耕グループによる自由競争という戦国時代に入っていった。農協技術信託は崩壊したのである。自由な立場の作業請負者が生き残り、農協直営方式がうまくいかなかった裏には、実際の担い手であるオペレーターの所得を充分に他産業賃金なりに保証する必要があるという事実がかくされているようだ⁽²⁾。

上から半ば強制的に合併させられた農協では、全体として農業の困難性増大に対処してその打開のための努力がなされないままに、事業が営農指導や販売よりもむしろ信用・共済などにつよく傾斜してゆき、他方農協労働者にたいしては「合理化」がきびしくなるというような事態が生じているのが共通点となっている⁽³⁾。

六三（四七九）

問題は、今日の農業機械化が多くの農民の農業生産力を着実に高めるのではなく、むしろ減退させる形ですすんでいることである。たとえば農業機械化の進展は、余剰労働力を生み出し、農家兼業化という形をとりつつ、男子の労働力を農業から流出させていった。⁽⁴⁾農家労働力の農外流出が作業委託および経営受委託関係を形成した主要な要因といつてよい。

近年農作業の受け手として農作業の一部または全部を受託する受託組織が急速に増加している。農林省「農業生産組織調査」によると、水稻を中心に農作業を行う生産組織の数は、一九七六年には全国で四、五六九となり、七二年に比べ約六割も増加し、その受託戸数は、総農家数の一三・四パーセント、受託面積は総耕地面積の七・八パーセントに及んでいる。⁽⁵⁾しかし前記生産組織のうち農業経営受託組織となると全国で二六一、東海地方で三一、岐阜県で四と限定されてくる。⁽⁶⁾受託組織において管理運営の主体に農協など集落の範囲を超えるものが多いが、受託の範囲は、集落単位となっているものが約半分を占めている。⁽⁷⁾

この小論で主として採りあげた農協による経営受託組織とは次の二つの組合組織である。すなわち一九七八年一月現在

で設立以来、丁度十五年の歴史をもつ大垣南機械化営農組合と次いで十年を経過した大垣市第一機械化営農組合の二組織である。両組合とも時期的には一九六〇年代「高度成長」期に県、市、農協の支持を得て発足した組合である。

組合員は、組合へ「耕作地委任状」を提出して耕地を委託し、代って「耕作地委任引受書」を渡した組合では、農協の職員として身分保障されている「基幹」職員（オペレーター）が受託耕地の農作業および経営を担当している。

離合集散が多い農業の生産組織の中にあつて、とにもかくにも十年、そして十五年と組織をどのように展開してきたかを探るために、どのような経緯のもとで営農組合が誕生したかを追跡し、現在かかえている問題点を明らかにして展望を試みたのが小論である。

- (1) 一九七二年八月農林省調査の際にリストされた組織で四年後の七六年七月調査時点までに解散した農業生産組織は、一、四九九に及んでいる。この解散組織のうち受託組織だけでも一、〇六六組合が四年間で消滅している。（農林省統計情報部、「農業生産組織の解散組織体の動向」『ポケット農林水産統計』一九七七年、一四二頁）。

- (2) 農政調査委員会「ジャンボ請負のプロたち」『日本の農業88』「愛知県稲作生産組織の変容」一九七三年、九〜十頁。

(3) 全農協連編『民主的な農協』一九七六年、一四〇頁。

(4) 本橋 直・稲葉悟郎「七五年農業センサスの結果分析、農民階層と農業機械化」『経済』一九七八年、第一七一号、三三二頁。

(5) 農林統計協会『図説農業白書昭和五一年度版』一九七七年、一五八頁。

(6) 東海農政局『昭和五一年、東海農業情勢報告』一九七七年、一一頁。

(7) 『農業白書昭和五一年度版』一九七七年、一七〇頁。

一 大垣の概要

大垣市は、濃尾平野の西北端にあつて東は揖斐川、西は相川、南は牧田川の三川で囲まれている。西方に伊吹山、養老山を望み、北方に奥美濃の山地をめぐらし、東方はるかに木曾の御嶽をはじめ恵那山が遠望される。

東へ十数キロをへだてて岐阜市、南は四〇数キロで伊勢湾へ達し、また西は関が原の隘路を経て琵琶湖へと通じている。戦前、旧市内いたるところで清冽な地下水が自噴したので、大垣は「水の都」とうたわれていた。冬期には「伊吹おろし」と呼ばれる北西の季節風が吹きすさぶ。伊吹山を距てて隣接している滋賀県の湖東地域と大垣では春秋の農繁期が大垣は

農協による経営受託（木村）

一か月おくられている。

大垣地域の発展は、北部が早く南部の低湿地は近世になつてから開けている。⁽¹⁾

大正初期、豊富な水資源を求めて繊維工業が大垣の地へ進出してきた。⁽²⁾

一九一八年（大正七年）四月、安八郡大垣町より市制を施行した大垣市は、岐阜県下第一の工業都市として発展した。大正末期の一九二五年には、大垣において中部日本農民組合大⁽³⁾会が開催され、小作争議が盛んとなっている。当時の旧大垣市では、二九九戸の「本業農家」のうち一八八戸（六三パーセント）が小作であった。⁽⁴⁾

世界恐慌後の一九三四年（昭和九年）以降、再び工場建設は活⁽⁵⁾潑となった。工業都市の拡充は、周辺の村々の合併を促進した。⁽⁶⁾

敗戦後の農地解放実績調査を記録した「大垣市第二次農地改革白書」をみると、一九五〇年（昭和二十五年）までに本市において買取された農地総面積は一三七町九八畝一二六と⁽⁷⁾なっている。これは当時の大垣市全農地面積の四四パーセント強を示すものであった。⁽⁷⁾

改革の結果をみると、表1のごとく、改革前において自作

表1 改革前後の自作・小作農地面積比較表(大垣市)

(単位:反,%)

	区 分	総 数	自 作 地	小 作 地
実 数	1945年11月	31,200反827	11,432反4202	19,768反4068
	1950年8月	29,705反524	26,581反 707	3,123反 817
構 成 比	1945年11月	100.0	36.6	63.4
	1950年8月	100.0	89.5	10.5

【資料】『新修大垣市史』通史編2の628頁「改革の結果」より作成。

地の約一・七倍あった小作地は改革後に自作地の一割強となつてしまい、反面自作地面積は、全耕地面積の九割までに達した。

戦後の復興過程で現れたインフレと地方財政の破局からシャウブ勧告は町村合併を促進した。表2のごとく一九四九年(昭和三年)以降の合併経過は、旧大垣輪中すべての村落を大垣市に編入した。

この小論でとりあげた大垣南機械化営農組合は、戦前編入された南杭瀬村、多芸島村、

および戦後編入された表2の州本村、浅草村の四か村を基盤としている。また大垣市第一機械化営農組合は、戦後合併された表2の和合村、三城村を基盤としている。この旧二か村は、大垣輪中の北東部に属していた。

表2 1947年以降隣接町村合併状況および面積・人口(単位:km², 人)

町 村 名	合 併 時		合併年月日	合併後(大垣市)	
	面 積	人 口		面 積	人 口
綾 里 村	3.73	1.518	1947.10.1	—	—
洲 本 村	3.64	1.572	1947.10.1	33.75	63,830
浅 草 村	3.45	1.553	1948. 6.1	38.80	65,380
川 並 村	5.68	2.695	1948.10.1	—	—
牧 村(1部)	1.45	211	1948.10.1	45.22	68,878
中 川 村	6.42	4.283	1949. 4.1	53.07	73,388
和 合 村	3.19	1.772	1951. 4.1	54.48	76,556
三 城 村	4.63	4.678	1952. 6.1	59.11	81,234
荒崎村(1部)	4.10	1.338	1954.10.1	63.21	94,051
赤 坂 町	16.28	12.690	1967. 9.1	80.26	131,858

【資料】『市勢要覧大垣 1977年版』10頁および『新修大垣市史』通史編2の580頁より複製

一九七五年の国勢調査によれば、大垣市の世帯数は、三万六千四百四十四世帯となっている。表3のごとく同年の農家総数は、四、八八五戸であるから大垣市における農家の割合は一三・

表4の経営耕地規模別農家数によれば、この十年間に〇・五ヘクタールから一・五ヘクタールまでの「中間」経営は減少し、両極が増加していることが分る。すなわち二ヘクタール以上は一戸から三三戸へと倍増し、〇・五ヘクタール未

り上回っている。市のそれは二パーセントと低い。他方、県の二兼農家率八三パーセントに比し、大垣市のそれは八六パーセントと平均より上回っている。

表3 専業・兼業別農家構成(大垣市)(単位:戸,%)

区分	年	総数	専業農家	兼業農家		
				計	第1種兼業	第2種兼業
実数	1965	5,304	251	5,053	1,910	3,143
	1975	4,885	100	4,785	573	4,212
構成比	1965	100	4.7	95.3	36.0	59.3
	1975	100	2.0	98.0	11.7	86.2

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

四パーセントに当る。また同年の農家人口、二万四六〇一人は、大垣市人口一四万四二四人に対し全体の一七・五パーセントに当る。表3によれば一九六五年より七五年までの十年間に農家総数は四二〇戸(八・八パーセント)減少している。なかでも専業農家は、二五一戸から一〇〇戸に激減している。岐阜県の専業農家率五パーセントに比し、大垣

表4 経営耕地規模別農家数(大垣市) (単位:戸,%)

区分	年	0.5 ha 未満	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0 ha 以上	例外	計
		実数	1965	2010	2013	1098	155	15
	1975	2173	1841	728	108	32	3	4855
構成比	1965	37.9	38.0	20.7	2.9	0.3	0.2	100
	1975	44.8	37.9	14.9	2.2	0.7	—	100

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

表5 農業粗生産額の推移(大垣市) (単位:100万円,%)

区分	年	水稲	ブローラー	養豚	採卵	野菜・花	酪農	肉牛	果樹	その他
		実数	1970	1,592	587	668	487	151	129	148
	1976	2,729	985	748	708	637	268	215	144	6,714
構成比	1970	38.6	14.2	16.2	11.8	3.7	3.1	3.6	1.9	100.0
	1976	40.6	14.7	11.1	10.5	9.5	4.0	3.2	2.1	100.0

〔注〕 養豚、肉牛は加工業者を含む。

〔資料〕 「大垣市農業の指針」1977年より作成。

満も一六三戸、増加しているのに比べ、この中間規模経営は全部で五八九戸消滅している。農家および農家人口の急激な減少は、第二次、第三次産業への労働力移行を物語っている。

表5の農業粗生産額の推移によれば、一九七〇年から七六年までの六年間に大垣市における農業生産総額は、約四一億円から六七億円に上昇しているが、この間の「物価狂乱」などインフレを考慮すれば、生産は横這いと判断される。(8)表5から水稻、野菜、花、果樹の伸びに比し、養豚、採卵、肉牛など畜産物の生産が低迷していることが分る。

表5の生産の推移は、大垣市においては水稻耕作が一貫して農業生産の根幹を成してきたことが明らかである。したがって、大垣市の農協による「農業生産組織」も水稻耕作の機械化一貫体系の実施を当面の目的として誕生した。

(1) 十五世紀頃、当地域の旧名である大井荘に大柿、大垣などの呼称がみられ、この頃より「おおがき」と呼ぶようになった。「おおがき」の地名の由来は、おそらくこの地方が河川に囲まれているので古来、大堰堤を築いて洪水の難を防いだところからきているといわれている。

洪水によって輪中堤が決壊すれば、輪中内に水がなだれこみ泥水と化し、民家は水底に没した。慶安の大洪水（一六五〇年）では輪中の上流部伝馬町で水深八尺（二・四メートル）

に及んでいる。

江戸初期には、大垣輪中内南部で多くの新田村が開かれた。概ね標高五メートル以下に属する地域である。これらの新田村は低湿地に掘を掘り、その土をもって田を盛りあげた。従って低地の村では、田畠と堀との面積が相い半ばするという所もあった。（このような「掘田」は、東海道新幹線、名神高速道路の両工事と前後する土地改良事業によって、ほとんど見られなくなった）。

(2) 「高度成長期」以前は「自然湧水の^がま」と呼ぶものが大垣周辺ではたくさんあり、また堀抜井戸から清水が昼夜噴き出していた。しかし現在では大工場誘置で大量の水が工場に使われることとなり自然自噴は殆んど出なくなった。」
〔今村輪中郷土誌〕一九七五年、大垣市南部土地改良記念館二頁。

(3) 「大正十四年十二月十八日、大垣市日吉座にて第二回大会を開催した。当日は降雪なるに拘らず参集支部員一、五〇〇名、一般傍聴者三〇〇名……中略……氣勢をあげた。」（前掲書『新修大垣市史』通史編二の三八二頁）。

(4) 『新修大垣市史』「岐阜県統計書」通史編二の二四〇頁。

(5) 市制十周年には安八郡北杭瀬村のうち木戸、南一色、笠木、笠縫、河間を合併し、以降、一九四〇年（昭和十五年）までに安八郡南杭瀬村、多芸島村、安井村と不破郡宇留生村、静里村を編入している。

(6) 一九四五年（昭和二〇年）七月二九日、大垣市はポーングB二九の空襲により、市街地の大半を焼失、罹災戸数四、

九〇〇戸、罹災人口三万人、死者五〇人、負傷者一〇〇余人の戦災を受けている。(市長室企画広報課「統計資料」『市勢要覧、一九七八年版』七頁)。

(7) 『新修大垣市史』二の六一四頁。

(8) 一九七〇年には麦類が総額の二・一パーセントにあたる八六二〇万円の粗生産額をあげていたが、七二年以降、激減してしまつた。なお一九七一年には米の生産調整による「粗収入」として一億六一八〇万円(生産総額の四・三パーセント)が含まれている。(大垣市『大垣市農業の指針』一九七七年、二二頁)。

二 機械化営農組合の生成

(1) 大垣南機械化営農組合の設立

農業基本法が成立した一九六一年に、名神高速道路揖斐川起工式がおこなわれ、加えて東海道新幹線がこの大垣南部地区を横断することとなつた。この二大工事は、当地域の広大な農耕地を消失させるため、農家にとっては死活問題となり、対応策として南部地区の堀田の埋立事業が採りあげられた。

農地の造成を目的とした埋立事業と共に圃場整備、区画整理もすすめられた。圃場の区画は、長辺一〇九メートル、短辺五四・五メートルの〇・六ヘクタールを標準とした。南部

農協による経営受託(木村)

土地改良事業の総面積は七四五ヘクタールにおよんだ。⁽²⁾

このような土地基盤整備の進行過程にある一九六二年(昭和三七七年)四月、農協合併助成法によって、南杭瀬、多芸島、洲本、浅草の各四農業協同組合が岐阜県下最初の合併を行い、発足した大垣南農業協同組合は、新しい動きをはじめた。

「都市近郊において脱農の第一歩は、まず作業の委託から始まるのが普通である。作業請負はまず都市近郊に発生し、全国各地に及んだものである。大阪府の藤井寺農協とか岐阜県の大垣南農協はその先駆者であつた。——作業の請負は、転化して請負耕作となる」⁽³⁾。

すなわち農作業の受委託は、農業経営の全面受委託に転化する。

ここで先駆者たる大垣南機械化営農組合が多芸島地区⁽⁴⁾入方町(農家戸数二六戸)で生成発足するまでの経過を發起人(現組合長)からのききとりを中心にして辿ってみよう。一九六二年当時は、米の増産が奨励され、割当供出の達成が、むづかしい時期であつた。一区画六〇アールの圃場ができる前は、時には町内の人間同士で「番水制」⁽⁵⁾をめぐる論議が毎年のようにかわされた。一九六二年の秋の収穫(一〇月上旬)を前に

六九(四八五)

入方町内二六戸のうち一ヘクタール以上所有の農業専従者八人⁽⁶⁾の間で大型トラクター共同購入が話題となった。助成について県事務所、市役所、大垣南農協等に話をかけたところ、十月中旬過ぎに県の農業改良普及所より「県では水田農業の機械化一貫作業モデル地区を作る計画をたてている。もし、この計画にそのような内容であれば協力する」と農協を通じて返事がきた。県の提示した条件は、「まず面積は五〇ヘクタール、一〜二か所の団地であること、機械にあつては、農協が導入し、これを発起人達が借受ける形式をとること。」であつた。

さらに県は、西南地区に大型機械化実験集落を創るに当り、「五〇ヘクタールの経営に要する機械一式およびライスセクター一棟など費用の助成は、二分の一を県が持ち、四分の一を市が持ち、残る四分の一を自己⁽⁷⁾（農協）負担とすること、又、県が指導の立場で全面的に協力すること。」を打ちだしてきた。県の提案に対し、八人のグループは、検討した結果「南農協が全面的に支持してくれること」を条件にグループ全員が賛成した。それから集落で何回も会合を開き話しあつた結果、各戸の婦人の同意もあつて、十二月中旬には町内の二五ヘク

タールの参加が得られた。しかし当面する裏作の保障の問題が残つたが一九六三年一月下旬には、町内全部が協力⁽⁹⁾を約束するまで話が進んだ。こうして残された大問題は、町内全部の農耕を八人のオペレーターに委任することによって八人以外の人々のさしあたり農耕に代る仕事をみつけることであつた。当時、発起人達は、一戸一戸の家族の方針を聞き、市役所、農協、会社、工場を廻つて就職の世話をしている。幸いなことに当時は、まだ「人不足」の時代であり「高度成長」の上昇期でもあつた。なお老人、子供が家庭にいるため外へ出られない人達には、市内の紡績工場と協議し部落にかせり工場を創つて働ける場所を提供している。

こうして大型機械化実験集落の基盤ができあがり県、市、農協と協議の上、「大垣南農協機械化営農組合」と命名した組織として組合の基幹員となるオペレーター⁽¹⁰⁾は八人であり実質上の庶務経理は、当初農協職員二名が担当した。

機械は、五〇ヘクタール営農に必要なだけ整え、それでも不足する時は県農業試験場から借りることに話がついた。

一九六三年（昭和三八年）四月十三日、地元の日新小学校校庭で大型トラクターの入魂式を行うと共に機械化営農組合⁽¹¹⁾

発足した。初代組合長に推された亡き小川整栄氏は、この日の感想を、「大型機械による農業は、話で聞き映画で見たりしておったが、私達の圃場で実際使うことになったのです。」⁽¹²⁾と記している。

この組合は、大垣市南部土地改良区区域内を基盤とし、多芸島地区入方集落を中心にして、一部浅草地区を含めた一三戸の農家の経営受託から出発した。

(2) 大垣市第一機械化営農組合の設立

戦後、大垣市に合併した北部の旧和合村では、一九六六年(昭和四一年)当時より四Hクラブが試験田を設営して研究活動を続けていた。この年の四月、九農協⁽¹³⁾が合併して大垣市農業協同組合が誕生した。翌六七年度から県で最初の県営圃場整備事業が大垣東部、三城・和合地区で着手され、三〇三ヘクタールの基盤整備が完成した。事業経過中の一九六八年、第一次農業構造改善事業の指定を受け、農業機械や施設の整備が可能となった。同年三月より四Hクラブ員が中核となって改善事業実施にあたる組織体制について協議、検討を重ね、十月二一日、大垣市第一機械化営農組合が設立された。初年

農協による経営受託(木村)

度は、受託面積が五・五ヘクタール、オペレーターが三人から出発している。

五年前に発足している大垣南機械化営農組合と比較してみると出発にあたり第一営農組合は、次の諸点で異っている。

まず、発起人は、南が三〇〜五〇歳代の専業農家の世帯主が八人であったのに比べ、北の第一は、二〇代後半の青年三人が中核となった。発起人となった四HクラブOBの中心人物は、当時機械が好きで自動車解体業を営んでいた。同じく一〇年勤続の一人は、当時、水道工事業の下請作業に従事していた。今一人は、酪農に打ちこみ、その後二年程して本業を拡大するため、機械化組合から離れている。

発起人の階層の差に次いで、経営受託面積では、南が水田五〇ヘクタール強から発足しているのに比べ、北の第一は、一〇分の一の五ヘクタールから出発している。この相違は、南が県を始め行政面の「特命」と支持を受けたのに対し、北はいわば自然発生的に主として農業改良普及所の指導を受けたにとどまったことでも分る。従って南は、必要な機械設備を県と農協の助成を受けたのに対し、北は構造改善の融資を受けて出発している。

七一(四八七)

すなわち南は、実験集落の名目のもとに急激な変遷があったのに比し、北の第一は、いわば漸進方式で進められている。両者に共通な特徴点は、機械化営農組合の職員がそれぞれ農協職員として身分的に安定していることである。資料Ⅰのごとく南の規約では明文化されていないが、第一組合の規約の第十九条(基幹職員)では、「この組合の事業に必要な基幹職員は、大垣市農業協同組合の職員を委嘱してこれにあて、人件費はこの組合が負担する。」と明記してある。したがって発足当初の一か年は無収入である筈の組合でありながら、この一年間の職員給与等は、両組合とも農協の立替金の形式で処理をしたのであろうと思われる。

資料Ⅰ 大垣南機械化営農組合同規約

- 第一条 この組合は大垣南機械化営農組合という。
- 第二条 この組合は水田地帯における農業構造改善に伴う水田の経営の近代化を促進するに当って、従来の慣行農耕を大規模に機械化し飛躍的に作業能率を高め、余剰労力を以って成長作目の生産を拡大し組合員の経済生活の向上をはかることを目的とする。
- 第三条 この組合は第二条の目的達成のため、県、市、農協の指導を受け事業の円滑な推進をはかるものとする。
- 第四条 この組合の必要とする機械器具その他の施設は、農協に設置されているものをその貸与規程に基き賃借す

- るものとする。
- 第五条 この組合の事業を行う地区は、大垣南農業協同組合管内とする。
- 第六条 この組合の事務所は大垣市入方町一五八〇番地に置く。
- 第七条 この組合は第二条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 機械化営農事業に関する事項
- (2) その他目的達成に必要な事項
- 第八条 この組合の組合員は大垣南農協管内にて耕作を行う農業者とする。
- 第九条 この組合の組合員になろうとする者は地区内の耕作者で総て本事業の目的達成のために農作業を組合に委任するものとする。尚別記様式になる委任状を組合に提出するものとする。
- 第一〇条 組合員が脱退並に面積を増減をせんとする場合は理事会の議決を経なければならない。
- 第一条 この組合に次の役員を置き任期は2年とし再選を妨げない。
- 理事 一 二名 監事 三名
- 一 理事及び監事は総会において選出する。
- 二 理事の互選により組合長及び副組合長は選出する。
- 第二条 組合長は組合を代表しその業務を総括する。
- 副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときはこれを代理する。
- 監事は会計並に業務執行を監査し理事会並に総会において報告し意見を述べなければならない。
- 第三条 この組合に顧問、参与をおくことができる。顧問は

総会において推せんし、参与は理事会の議を経て組合長が委嘱する。顧問及び参与は本組合の事業に参画し理事会、総会において意見を述べることが出来る。

この組合に書記をおき組合長の命を受けて組合の業務に従事するものとする。

第四条 この組合の会議は総会及び理事会として組合長はこれを招集する。

第五条 総会は通常年一回（一月）開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第六条 理事は理事会を構成し、第二条の目的達成に必要な事項を審議し、これを執行する。

第十七条 会議はすべて二分の一以上の出席者をもって成立し出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

第十八条 総会の附議事項は次の通りとする。

- 一 規約の制定、改廃に関する事項
- 二 組合の予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- 三 役員を選出に関する事項
- 四 経費の賦課、徴収に関する事項
- 五 その他重要な事項

第十九条 この組合の運営に関する経費は賦課金、助成金を以てあてる。

第二〇条 この組合の事業年度は一月一日に始まり二月三十一日に終る。

第二一条 この組合の役員は無報酬とする。但し旅費等は予算の範囲内で実費を支払うことができる。

農協による経営受託（木村）

第二条 この組合の収穫物はすべてプール計算とし生産に要する諸経費を差し引いた残額を委任面積に応じ組合員に配分するものとする。

第三条 本組合の事業遂行に関する細部について必要な事項は別に定める。

附則 この規約は昭和38年4月13日より施行する。

次に共通点の大きな特徴は、規約の類似であり、目的と事業の同一性にある。この規約の特色は第二条の目的をみると「この組合は、従来慣行農耕（北は慣行農業）を大規模に機械化し飛躍的に作業能率を高め……、組合員の経済生活の向上をはかることを目的とする。」とうたっている。

また、第四条では、「この組合に必要な機械・器具・その他の施設は大垣市農業協同組合から、その貸与規程にもとずき賃借するものとする」（機械の借受）と述べ、そして規約の末尾、（配分金）の項第二条では、「この組合は、全面委託の収穫物は、すべてプール計算とし、生産に要する諸経費を差し引いた残額を委任面積に応じ、組合員に配分する」と定めている。

(1) 名神高速道路関連の埋立面積は、南部地区だけで二五〇ヘクタールにおよんだ。（『新修大垣市史』通史篇二の六四一頁）。

- (2) 前掲書、六四二頁。
- (3) 大和田啓氣『日本農業再生の条件』日本経済新聞社、一九七七年、五七〜八頁。
- (4) 一九六二〜三年(昭和三七〜八年)当時、米の収量日本一は、反(一〇アール)当り十六俵であった。長野、滋賀、富山、石川の各県が、気候にあわせて稲の品種を改良し、苗も二ヶ月早く栽培し、収穫期も九〜一〇月上旬に早めて収量を多くした。ところが大垣輪中の西濃地方は、山間部のように昼夜の温度差がなく、海拔七〜八メートルの低湿地として地下水位が高く、そのため「草出来」はよいが根が張らないというので骨を折ってもその割に米の穫れ高は悪かった。したがって、この入方地区の平均は、七・五俵(四五〇キログラム)が普通であったし、また肥沃な土地のせいか、粗雑に手間をかけなくても減収にならなかった。
- (5) 大垣輪中では田植時期、「番水制」といって部落ごとに水のくる順番とその月日時間までが定められていたし、現在もきめられている。一定の時間がくると上部落は、下部落到稲管の水をあげなければならぬ。日照りで乾燥している年には、水路が細く曲くねっている事情もあって水のびが悪く、なかなか上の田から下の田まで水が通じない。夜になると部落ごとに寝ずの番をして下部落の者が水を通すように見張っている。つい油断しているうちに上部落の者が水を横流しにとり入れ、ために争いが絶えなかった。
- (6) 発起人八人は、当時水田一ヘクタール以上所有の専業農家ばかりであった。その後、亡くなった人が一人、組合を難れた人が三人、残っている人は、一九七八年一月現在四人である。
- (7) 当時一九六三年の金額で、出費は機械一式二千万円、リースセンター二千万円、計四千万円であった。農協自己負担分は一千万円であった。これはその後の八年間で償却し終った。
- (8) 当時、この地区の裏作保障は、菜種、れんげ、麦などで金額に換算して全部で六〇万円であった。この金額は、営農組合が農協の共済金、賦課金等から借入融通し、その後の六年間で支払済となった。
- (9) 県は実験農場五〇ヘクタールというパイロット地区を選定したから、その地域内に入った他部落の人々の水田は、自ずと一部加入の組合申込を必要とした。
- (10) このオペレーター八人は、注(6)の発起人である水田一ヘクタール以上の持主と同一人物である。
- (11) 営農組合の建物は、農協の旧倉庫を転用したものであった。
- (12) 『機械化営農組合の五ヶ年』一九六八年、組合刊、一頁。
- (13) 九農協の内訳は、中部、安井、宇留生、静里、綾里、川並、和合、三城、荒崎の各単協である。

三 農業経営受委託の展開

1 集落の変ぼうと地域の変化

大垣南機械化営農組合事務所の所在地である大垣市入方町

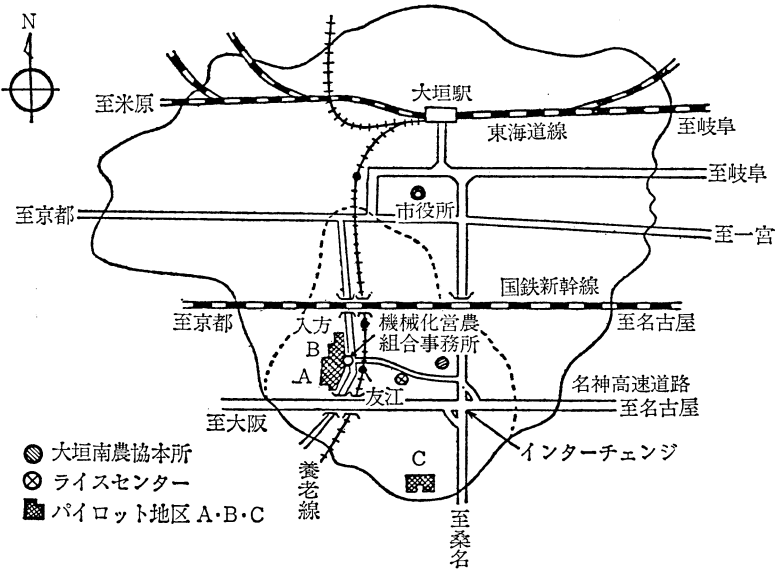


図1 大垣南機械化営農組合の位置図

は、図1のごとく近鉄養老線（大垣―桑名間）友江駅から下車徒歩三分のところにある。友江駅から大垣駅までは乗車時間にして一〇分間、通勤通学者にとっては便利な地である。

組合発足当時、一九六〇年代初頭には二五戸しかなかった入方町の戸数が、十五年後には八〇戸となり、戸数にして三・二倍増を示した。その内訳は、分家が九戸、借家が十戸、土地を買って家を建てた分譲住宅が三六戸と計五五戸が増加している。このうち商店は一戸もなく住宅ばかりであり、外から移住してきた人をはじめ、分家など新しく住みついた人々は、みな給与生活者で占められている。

一九六三年から二ヶ年にわたった大型機械化営農実験集落の周りに、「高度成長」と共に住宅が増えた訳である。

多芸島支所管内全体でみると、一九七一年から七六年まで、最近の五年間をとらえても、耕作者面積は、田畑あわせ一七二ヘクタールから一六八ヘクタールへと四ヘクタール減少している。

さらにこの十五年間、南部地区全体の大きな変化は、工場、住宅、学校等が次々と誘置され進出したことであろう。まず無数の堀を埋めたる干拓事業のために巨大な池を掘ってで

表6 大垣市地区別人口の推移と増減率
(単位:人,%)

区分	旧大垣市	大垣南管		組合内		機械化組合内		城	
		多雲地	島区	洲地	本区	第1管	和合	三合	内城
1960	58,862	1,474	1,610	1,745	7,451				
1975	54,761	2,327	2,681	3,383	9,215				
75/60	93.0	157.9	166.5	193.3	123.6				

〔資料〕 『市勢要覧』1977年国勢調査より作成。

きた浅草池八ヘクターの所有者は、景気変動とともに太平洋工業株式会社から美濃繊維に移り、さらにメナード化粧品へと変った。ついで誘置完工順に列挙すると栗山アルミ、栗山金属工業、雇用促進事業団入方団地、外花(住宅)団地、大垣間屋連盟団地、日通大垣ターミナル、同愛会西濃病院、県立大垣南高等学校、県立大垣養護学校、鉄工団地等が次々と地区内に建設されている。近鉄養老線は、「ともえ」駅の南方一・五キロメートルの地点に大垣南高校前「おおとば」という無人駅を新設した。

表6の大垣市地区別人口の推移と増減率をみると、一九六〇年から七五年までの十五年間に、旧大垣市内の人口は七パーセント減少しているのに比較し、南管農組合管内の洲本地区では人口伸び率が六六パーセント強を示し、同様に北の第一組合の和合地区で

表7 南機械化営農実施にともなう就業動態の変化
(単位:人)

区分	就業者 (延)	農業従事明細										農外従事内容													
		機械化		営農		年次		期		公務員		会		雇		店		加		大		職		内	
		組	幹	従	事	者	者	者	者	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
実数	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1962	97	50	47	—	—	12	17	10	17	19	8	4	1	3	—	—	—	—	2	—	—	—	—	4	
1964	86	43	43	8	—	1	2	—	—	28	14	2	7	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	20	
増減	△11	△7	△4	8	—	△11	△15	△10	△17	9	6	△2	6	△1	—	—	—	—	0	—	—	—	—	16	

〔資料〕 『新修大垣市史』2の645頁,「就業動態調査」より作成。

も二倍ちかく人口が増加している。

南部と同様に北部も地区の変化は著しい。この十年間に、国道二一号线大垣バイパス和合インターチェンジが設置され、大垣商業高等学校、和合(住宅)団地、雇用促進事業団開発住宅等が開発され、第一機械化営農組合の設立にともない市農協ライスセンターが誘置され、郊外緑化対策としてソフトボール場を設備する三城公園が地区内に建設された。

表7は南機械化営農実施にともなう就業動態の変化を加入者一三二戸中全面耕地委託者二六戸(主として入方町)につ

いて調査したものである。表8でみると、発足前後わずか二年間で農業に年間従事する者は、二人から三人へと激減して大巾に農外従事者となり、男子の多数が俸給生活者と化しているのに対し女子の多くは家庭での内職を行うようになっている。なお女子の一部は、日雇などを主体としている者へ移行したことが分る。

表7で特徴的なことは農繁期のみ手伝う者が二十七人から零へ皆無となっていることであろう。機械化営農組合の誕生は、集落の住民から農耕作業をとりあげたともいえる。裏がえせば、この地域の農民に限り、組合へ農地を全面委託すれば、農業を経営する必要が無くなった訳である。

2 経営受託組織の経過と実績

(1) 大垣南機械化営農組合の十五年

一九六三年度は「すなわち発足の年は、近年まれにみる長雨の年であった。大部分の圃場は、土地条件が最悪の状態となり、機械使用は、ほとんど不可能となった。そのため全面積直播の当初計画は、……大巾に変更され、急拠苗代を準備し移植に切り換える体制を整へた。」……一九六四年度は「除

農協による経営受託(木村)

草の失敗、台風二〇号による倒伏、直播生産技術の未熟さと土地気象の悪条件が重なって収量は、一〇アール当り三三三キログラムという極めて低いものとなった。」⁽²⁾

二か年にわたる実験期間中、週に一回木曜日、市役所多芸島支所に関係者は集合して研究会を続けた。すなわち技術営農研究会を木曜会と名付け、大垣農業改良普及所、市農政課、農協指導課、農業試験場、県普及課そして地元営農組合のメンバーが集まり、「農業革新論」をたたかわせた。すなわち当時は、直播といい受委託といい大冒険であったのである。

そして三年目の一九六五年度は、「過去二か年の結果にかんがみ、水が大きく直播初期に必要であり、重要であることを知り、揚水機二基を設置した。この年は九月十日、十七日の二回にわたり台風が襲来し、さらに九月十八日より二五日間にわたり無降雨と気温の異状低下が原因となり、県下全般の平均反収減と同じく期待以下のもとなった。又、この年は加入耕作面積が減少した年である。目標の二万円の配当金が達成しなかった事なども原因したと思われる。」⁽³⁾

当時、一〇アール当りの収量目標が四五〇キログラムに対し、この年の収量実績は三二二キログラムであり、また配分

金目標額が一〇アール当り二万円に対し、当年は一万七二二〇円であった。配分金に対する不満からにせよ、加入耕作面積の減少は、営農組合基幹員の脱退と無関係ではない。すなわち「昭和四一年には、前年まで常勤オペレーターであり、かつ全所有地を委託していた三名の者がオペレーターをやめ、かつ耕作委託を全然しなくなっている。これは、(人間関係の不満からか?)本人の申出を承認し、かつ自作用地として、大圃場の中に仮畦畔をつけ、一時利用地指定(土地改良区の方と兼任役員が多いらしい)をしたものようである。」⁽⁴⁾

表8 大垣南機械化営農組合員の受委託面積

(単位:戸, ha, %)

区 分	加入戸数		加入面積		
	受託総数	全委託面分	受託総数	全委託面分	
実 数	1963	131	26	51.3	19.6
	1966	97	29	37.8	16.6
	1970	218	122	67.0	46.7
	1976	253	145	80.0	60.0
構 成 比	1963	100.0	19.8	100.0	38.2
	1966	100.0	29.9	100.0	43.9
	1970	100.0	55.9	100.0	69.7
	1976	100.0	57.3	100.0	75.0

〔資料〕 組合内部資料「大垣南機械化営農組合の経過と実績」より作製。

表8の年度

別組合員の委託面積によれば、発足四年目の一九六六年度には、戸数にして一三戸より九七戸へ三四戸減少し、加入面

積も五一・三ヘクタールより三七・八ヘクタールへ一三・五ヘクタール減少している。組合の根拠地である入方町地内だけでも基幹員(オペレーター)三戸を含め六戸が脱退⁽⁵⁾、その減少水面積だけで約五ヘクタールにおよんでいる⁽⁶⁾。組合分裂の基底には、高度成長経済が農民生活に与えた打撃が横たわっており、農業だけで生活できなくなった農民が賃労働者化してゆく過程で機械化一貫体系実験集落の指定を受け、営農組合生成にともなう急激な集落の変ほうと地域の変化がもたらした混乱であることは、論をまたない。

表8でわかる如く、分裂脱退問題の起きた発足後四年目の一九六六年度の実績を最低にして十年後の七六年度には、受託戸数は、九七戸から二五三戸へ二・六倍増、うち全面委託分の戸数は、二九戸から一四五戸へ五倍増、そして受託面積は、三七・八ヘクタールから八〇ヘクタールへ二倍増、うち全面委託分の面積は、一六・六ヘクタールから六〇ヘクタールへ三・六倍増と着実に事業を拡大している。したがって全面的に経営を組合へ委託している農家割合は、発足時の一九・八パーセントから五七・三パーセントへと増大している。同じように全面的に耕地を組合へ委託した面積割合は、発足

表9 南営農組合員の水田規模別農家構成

(単位: 戸, %)

区分	総数	0.3ha 未満	0.3~0.5ha	0.5~0.7ha	0.7~1.0ha	1.0ha 以上	
実数	1963	131(26)	13(6)	13(1)	20(6)	37(5)	48(8)
	1967	120(66)	33(27)	19(14)	19(9)	24(10)	25(6)
	1976	253(145)	145(63)	61(40)	27(22)	11(11)	9(9)
構成比	1963	100.0(19.8)	9.8(4.6)	9.8(0.8)	15.4(4.6)	28.3(3.8)	36.7(6.1)
	1967	100.0(55.0)	27.5(22.5)	15.8(11.7)	15.8(7.5)	20.0(8.3)	20.8(5.0)
	1976	100.0(57.3)	57.3(24.9)	24.1(15.8)	10.7(8.7)	4.3(4.3)	3.6(3.6)

〔注〕 ()内は全耕地委託農家数。

〔資料〕 「大垣南機械化営農組合の経過と実績」より作製。

農協による経営受託(木村)

時の三八・二パーセントから七五パーセントへと拡充している。農業経営の受委託は、大垣南部で定着している。

表9の水田規模別農家構成をみると、農業経営受委託がどの層にどのよう定着しているかが明らかである。すなわち発足当初の一九六三年度には、〇・五ヘクタール未満を委託する農家が二六戸(二九・六パーセント)にすぎなかったのが七六年度には二〇六戸(八一・四パーセント)と著増している。他方六三年度には〇・五ヘクタール以上を委

託する農家が一〇五戸(八〇・四パーセント)を占めていたのが七六年度には四七戸(八・三パーセント)へと激減している。

さらに表9を詳細にみると、六三年度には〇・七ヘクタール以上の農家は、全面委託率で八五戸のうち一三戸と一五・三パーセントに過ぎなかったのが、七六年度には二〇戸のうち二〇戸、すなわち一〇〇パーセントを占めていることが分かる。要約すると、量的には〇・五ヘクタール未満の小農層に経営の受委託が定着拡大していること、質的には中農層が委託する場合は全耕地委任化が進んでいること、この二点が傾向として明らかである。

すでに述べたように発足当初、大胆にとりあげた乾田直播農法は、「減収にならぬよう、無理をせず、天候にさからわず」と徐々に後退して移植栽培に移行していった。すなわち直播は、一九六四年の四七・五ヘクタールをピークとして発芽の不均一や、雑草の除草に悩んで六五年、二三ヘクタール、六六年十七ヘクタールと漸減している。こうして一九七三年度には決算書の使用機械欄でみると、播種機二台(興機式シード・ドリル)が抹消されると同時に、田植機一台(井関さなえ、P二四〇〇型四条植)が登場している。従って直播をした最後

表10 南営農組合の収量、生産費、配分金と労賃の推移 (単位: kg, 円)

年度	区分	10a当り 収量	大垣市 平均収量	10a当り 生産費	10a当り 配分金	1俵当り 米価	補助員の日当労賃		田植労賃
							男	女	
1	1963	352.8	392	14,979	15,232	5,030	700	500	1,500
3	1965	322.2	320	16,719	17,210	6,228	805	560	1,500
5	1967	421.5	419	26,119	27,070	7,592	1,110	770	1,700
8	1970	329.8	340	32,237	13,557	8,152	1,130	1,300	2,200
13	1975	376.3	415	68,426	23,500	15,400	—	3,000	4,500
15	1977	405.0	420	90,745	22,130	17,126	—	3,500	5,500

〔資料〕「大垣南機械化営農組合の経過と実績」より作成。

の年は、七二年である。さらに一九七七年度総会資料によると、田植機は四条植二台、六条植二台の計四台と増員され、直播が姿を消し、機械移植に移行したことを物語っている。

次に、営農組合の経過と実績をその生産量、収量と配分金で調べてみよう。表10のオール当り、収量、生産費、配分金と労賃の推移をみると、収量は横這いであり、労賃および生産費の上昇率に比して米価の値上げは低く、そのために営農組合の配分金が十五年間を通じ低迷したことが分る。

すなわち一〇オール当りの

収量は、年を追って増加するものではなく、ほぼ一定している。定期総会資料によると一九六六年度までの計画書は、反収目標四五〇キログラムであったのが、六七年度以降七八年度計画では四二〇キログラムとなっている。この十五年間の実績で計画目標を収量で上廻ったのは、五年目、一九六七年度の四二一・五キログラムという一回だけである。しかもこの年は、大垣市の平均収量でも十五年間を通じ最高の年であった。農業がいかに天候に左右されるかを物語っている反面、基幹員一人当り約一〇ヘクタール分担という粗放経営では、やはり平均収量を下廻ることを表10は示している。

この十五年間に田植労賃が一、五〇〇円より五、五〇〇円に三・七倍増、婦人補助員の日当が五〇〇円より三、五〇〇円へと七倍増しているのに比し、一俵(六〇キログラム当り三等米の米価)は、五、〇三〇円より一七、二二六円へと三・四倍増にとどまった。労賃の上昇は、生産費の上昇に波及し、この十五年間で一〇オール当り約一・五万円から九万円へと生産費が六倍増しているためか、ブル計算したあとの配分金は、終始一〇オール当り二万円前後を低迷した。配分金の最高額は、収量の最も多かった五年目の一九六七年度、二万七

表11 南宮農組合の事業支出 (単位：千円、%)

年度	区分	事業 支出計	内 訳							
			種子代	肥料費	農薬代	燃料代	賃借料	共乾費	労務費	その他
1	1963	7,674	304	907	483	142	1,003	585	3,790	460
3	1965	7,624	282	1,066	562	240	1,306	432	3,390	346
5	1967	10,690	438	1,061	683	355	1,837	631	4,983	702
8	1970	22,810	408	1,853	993	469	2,882	1,258	13,169	1,838
13	1975	48,087	952	3,411	1,623	1,389	4,519	4,296	27,931	3,966
15	1977	66,623	1,305	6,038	3,250	1,665	8,371	5,125	33,689	7,683
構成 比	1963	100.0	4.0	11.8	6.3	1.9	13.1	7.6	49.4	6.0
	1977	100.0	2.0	9.1	4.9	2.5	12.6	7.7	50.6	11.5
率	1977/1963	868	429	666	673	1,173	835	876	889	1,670

〔資料〕 「大垣南機械化営農組合の経過と実績」および「定期総会資料」より作成。

農協による経営受託（木村）

千円であり、その後十年を経過してもこれ以下にとどまっているわけである。

続いて生産費の内訳を知るために表11で事業支出の経過をたどってみよう。

この十五年間に受託耕地面積の推移は五〇ヘクタールから八〇ヘクタールへ一・六倍増であるのに比し、事業支出合計は、七六七万円より六、六六二万円へと八・七倍増し

ている。いうまでもなく、「高度成長」下のインフレが事業支出費を増大させているわけであるが、その内訳をみると燃料代、共乾費の高騰が著しい。農薬代には、共同防除剤が含まれており、賃借料は、主に農協から借りている使用機械の損料であり、「その他」の費目には、農業共済費、機械部品費、修理費、利子等が含まれている。なお、労務費は一九七七年度、三、三六九万円に達し、事業支出全体の五〇・六一セントを占めた。

表12は、「定期総会資料」の各年度収支決算書をまとめたものである。初年度と十五年後を比較して特徴的なことは、支出の部全体の中で事業支出の割合が四九パーセントより七四パーセントに増大したのに対し、配分金の占める割合は、五〇パーセントより二〇パーセントに減少したことであろう。一九七七年度の事業収入九、〇〇〇万円の内訳は、米代金収入が八、二〇〇万円、残額八〇〇万円は、秋冬作、農外収入である。すなわち、裏作の小麦（三ヘクタール）および小さい類のレタス、れんげ、玉ねぎ、カンラン、パセリ、なす苗等の販売、そして休耕奨励金が含まれている。なお収入の「賦課金他」九万八〇〇〇円の内訳は、一〇アール当り五〇

表12 南営農組合の経営収支

(単位：千円，%)

年度	区分	収入			支出					
		収入	事業収入	賦課金他	事業支出	配分金	管理事務費	業務費	雑支出	繰越金
1	1963	15,717	15,478	239	7,674	7,804	122	50	12	55
3	1965	17,119	15,770	1,349	7,624	7,848	229	95	1,323	—
5	1967	22,764	22,492	272	10,690	11,590	239	127	114	4
8	1970	34,038	33,876	162	22,810	9,083	926	1,066	149	4
13	1975	71,923	71,829	94	48,087	18,392	1,262	3,764	413	—
15	1977	90,413	90,315	98	66,623	17,726	1,829	3,716	518	1
構成比	1963	100.0	98.5	1.5	48.8	49.7	0.7	0.3	0.1	0.4
	1977	100.0	99.9	0.1	73.7	19.6	2.0	4.1	0.6	—
率	1977/1963	575	584	0.4	868	2.3	15	74	43	—

〔資料〕 「大垣南機械化営農組合の経過と実績」および「定期総会資料」より作成。

資料2 南営農組合の月別作業状況

1月	ワラ始末(種子圃場10町分) 機械整備, 麦作手入 苗手ワラ作り(20町分) 水苗代 苗土作り(ナス苗, 夏野菜, パセリ手入)
2月	ナス種子播き(床作り) 1万2千本. 機械整備. カンラン. レタス. 手入 圃場整備(道路, 水路整備) 市役所草花運搬トラック2台(約1ヶ月間)
3月	ナス苗移植. 管理. 機械整備. 冬作(麦)追肥 圃場整備(均平等) 苗代準備(耕起 砕土)
4月	ナス管理. 育苗センター(播種準備, 種子殺消毒) 苗代準備. 下旬レタス出荷. カンラン出荷. サツキ手入
5月	ナス苗出荷. レタス出荷. カンラン出荷. 耕起 籾種子播種(育苗センター)60ヘクタール分. 苗代播種(水苗代)20ヘクタール分.(麦収穫5ヘクタール)
6月	本田施肥. 耕起. 田植機械植. 代かき. 田植(手植) 水管理. 災害苗代50アール(県指定事業)
7月	除草剤散布. 病害虫防除. 追肥. 畦草刈. 水管理
8月	穂肥(追肥) 病害虫防除. 除草. ヒエ取り. 畦草刈 水管理
9月	穂肥(追肥) 病害虫防除. レタス(カンラン床作り. 播種) レンゲ播種20ヘクタール. 畦畔除草. ヒエ取り. 玉ねぎ播種5万本分
10月	レタス. カンラン移植. レタス. カンラン除草. 手入 水稻収穫. 冬作播種(麦)10ヘクタール
11月	水稻収穫. 乾燥調整. 冬作播種(小麦) 県採種子籾刈取(初霜)10ヘクタール 玉ねぎ苗出荷. パセリ播種
12月	冬作追肥(麦. 排水. 手入) 県採種子籾脱穀調整 圃場整備 保有米配達 機械整備(倉庫. 整理) 其の他

〔資料〕 大垣南機械化営農組合「昭和52年度定期総会資料」1978年1月7日。

円、一戸二〇〇円均一の賦課金が九万円、残額の八、〇〇〇円は前年からの繰越金である。表12をみても繰越金は、プール計算で配分金を支払った残りである限り、零か零に近い額となる。

資料2の月別作業状況は、営農組合の年間運営を知る上に参考となる。この資料も一九七七年度定期総会資料として加入組合員に提出されたものである。⁽⁷⁾

すでに組合では県指定の種子生産圃場を設置して一九七〇年度より規模七ヘクタールの採種を行ない、県指定の災害苗代設置事業をも実施している。一九七五年度には農用地利用増進事業で播種プラント一式(井関、S六〇)が設置済みである。また組合は、現在休耕地利用として飼料作物五ヘクタール、そさい転作一ヘクタールをも栽培している。

(2) 大垣市第一機械化営農組合の一〇年

既述の南農協南営農組合と比べ、北東部に位置する市農協第一営農組合の受委託に関する大きな特色は、表13で明かなごとく全面受託と部門別作業を明確に区分し両立させていることである。すなわち全面耕作受託は、配分金をともなう事業であり、一九六八年の五・三ヘクタールから七七年の四九

農協による経営受託(木村)

表13 第1機械化営農組合の事業実績 (単位: ha, kg, 円)

年度	区分	全面耕作受託事業			部分作業受託面積 ha				
		受面積	10a当り収	10a当り配分金	耕起	代かき	収穫	防除	計
1	1968	5.3	309	20,100	11.1	11.0	6.8	—	28.8
3	1970	17.2	311	17,480	134.2	73.6	29.4	380	617.2
5	1972	31.2	386	13,140	66.0	11.6	21.1	300	398.7
8	1975	47.8	374	21,472	31.3	24.4	25.2	300	380.9
10	1977	49.8	(446)	21,200	22.2	18.7	24.6	300 (1,004)	365.5 (1569.5)

(資料) 「大垣市第1機械化営農組合のあゆみ」と「……概要」より作製。

・八ヘクタールまでの十年間に受託面積は九倍増している。ただし一九七一年以降、生産調整にかかわる転換作物として毎年九月〜五月、粗飼料(牧草)の生産面積が一〇ヘクタール含まれている。したがって水稲耕作面積は、約四〇ヘクタールである。一〇アール当りの収量は、南と同じくこの十年間横這い状態を続けてきたが最近上向の傾向にある。一九七七年度の収量が、表13で(四四六キログラム)と()付きなの

は、七八年五月現在の数字であつて、今後等級をよくするためにライス・グレイダーにかけて再選別すると目減りする予想がたつからである。次に配分金も南と同様、この十年間インフレにもかかわらず一〇アール当り二万円前後を横這いしている。

表14 第1機械化営農組合の作業利用料金（単位：円）

年度	区分	土改資材 の施用	起			代かき (2回)	穫 取 コン バイ
			プラウ耕	砕土	ロータリー耕		
1	1968	—	—	—	2,300	1,800	4,500
3	1970	700	1,900	1,800	2,500	1,800	4,500
5	1972	800	2,800	2,000	2,600	1,800	7,000
8	1975	1,800	4,800	3,000	4,800	3,300	12,000
10	1977	2,100	5,500	3,500	5,500	3,800	13,000

〔注〕 この料金は30a~50aの10a当り基準である。

〔資料〕 「大垣市第1機械化営農組合のあゆみ」と「……概要」より作製。

また表13の部分作業受託面積をみると、この十年間の伸びは、耕起、代かきの作業面積で二倍増、収穫作業面積で約三倍増とそれぞれ二五ヘクタール弱を受託している。⁽⁸⁾

一部分作業の利用料金は、表14のごとく毎年基準を定めて徴収してきた。一〇アール当り耕起の標準利用料金は、この十年間に二、三〇〇円から五、五〇〇円へと約二・四倍増しているが、

この間一俵当りの米価も七、五九二円から一七、一二六円（前掲の表10参照）へと二・三倍増している。米価の値上り率と利用料金の上昇率とは、つりあいとれているようである。

表14の注で記してあるごとく部分作業利用料金の標準は、三〇アールから五〇アールの面積を基準としており、それ以下の二〇アールから二九・九アールの場合は標準料金の五パーセント増を徴収し、一〇アールから二〇アールの場合は一〇パーセント増、そして五アールから一〇アールの耕作面積狭少な場合は標準料金の二五パーセント増を徴収している。

したがって一九七八年度の耕起、ロータリー耕の料金は、三〇~五〇アールでは標準の五、五〇〇円であるけれども五〇~一〇アールの場合は、六、八七五円と増額される。部分作業料金は、三〇アール以下には料率を高くしているわけであるが、全面受託の場合は、表15のごとく査定基準表をつくって配分金に差をつけている。すなわち基準表の算出基礎は機械効率であり、持点四百点（内訳は距離・面積・地型・乾湿各百点）からの減点加算方式をとっている。したがって標準の配分金は、一〇アール当り二万円であっても機械効率がよく、減点要素がなければ最高は三万円ちかくなり、諸条件が悪くなれば五千

表15 第1組合作業料金査定基準表

区分	内容	得点
距離	東海道本線（和合・加賀野）まで	100
	国道21号線以北、曾根悪水まで	80
	国道21号線以南、曾根悪水以西	60
面積	10.0a以上	100
	9.9～5.0a	60
	5a以下	30
地型	方型	100
	方型に含み難いもの	70
	不整形	50
乾湿	乾田	100
	半乾田	80
	湿田	60
障害物	1ヶ所について	-5
農道	2m以下は無しとみる	-30
受託率	19.9%以下	0
	20%を基準とし、10%増加ごとに	1点加算

〔資料〕 部内査定基準表による。

配分金の減点、加算方式といい、部分作業利用料金の現地較差は正といい、この二つの方式とも後から発足した第一組合の実施している方式である。南宮農組合では一九七八年現在、全面委託農家で遠距離の場合のみ配分金に差をつけ低くしている。

ついで南と比較して第一組合の運営の特色は、生産調整にかかわる転換作目としての粗飼料栽培に対する取組み方の強さである。すなわち第一組合は岐阜県農業試験場の支援を受け一九七一年の九月から一〇ヘクタールの牧草栽培に着手した。転換作目としては、イタリアンを主とし、ヒユ、ローズグラス、青刈りイネ等が試作された。この生産調整対策は、水稲作中心の運営から脱皮させ、機械、オペレーターの年間稼動を可能とする⁽⁹⁾。

北と南の定期総会資料を比較して相違が目立ったのは、北の貸借対照表では退職給与引当金を第一回の一九六八年度、四万五千円より始め年々繰入増額しているのにかかわらず南の収支決算書ではこの項目が見当らなかつたことである。

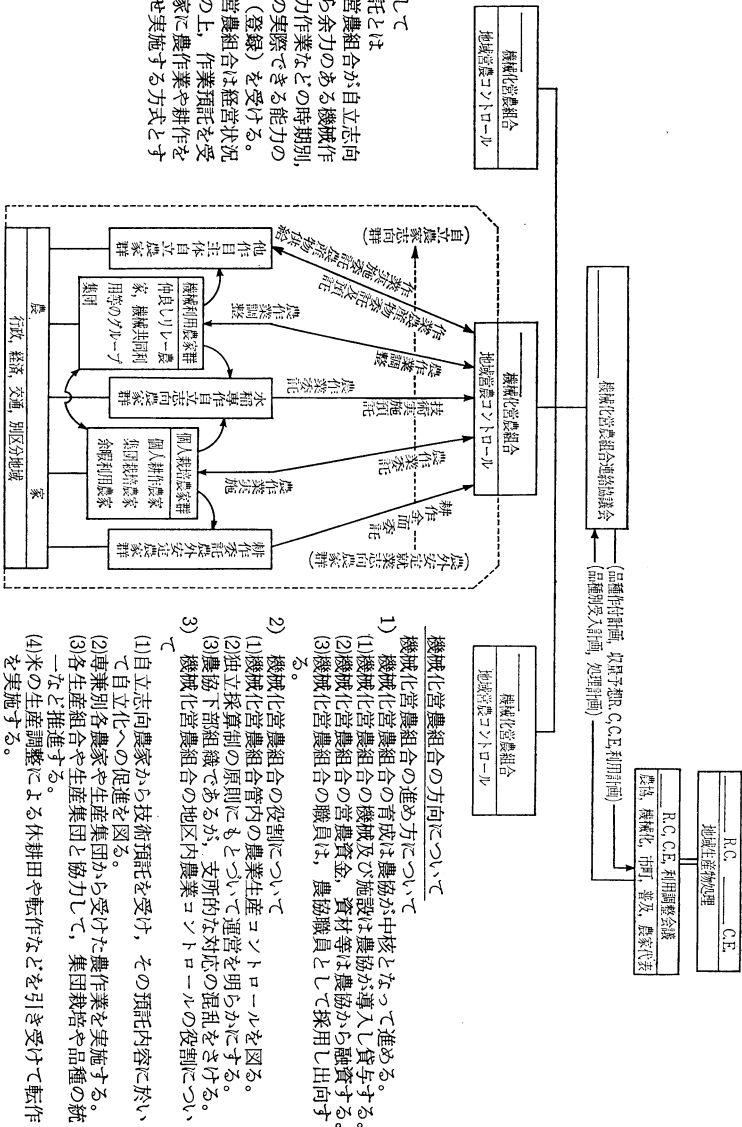
北の第一〇回総会資料では、一七二万円を引当金に繰入れ職員七人分の三割を配慮して累積合計七八五万円を引当てて

円にもなる。最低は配分金が零もありうるし、減点方式であるから将来は配分金のマイナスすなわち委託料抛出もあり得るわけである。

減点とは逆に全面受託率を増やすために、加算方式をとり、受託率二〇パーセントを基底として一〇パーセント増すごとに一点プラスという算定基準を設けている。したがって一〇パーセント所有耕地を委託すれば九点を加算される。

農協による経営受託（木村）

図2 機械化営農組合の機構体系図とその役割



註釈として
技術預託とは
機械化営農組合が自立志向農家から余力のある機械作業や人力作業などの時期別、作業別の実際できる能力の申込み(登録)を受けける。機械化営農組合は経営状況を検討の上、作業預託を受けた農家に農作業や耕作を依頼させ実施する方式とする。

いるが、南営農組合も七七年度から北に続いて引当てることになった。

南農協の機械化営農組合より五年後に発足した市農協の第一営農組合へも一九七一（昭和四六）年当時には、一日で一番多い時期はバス一〇台で五〇〇名の見学者があった。第一組合では見学者の便宜のために皆が一番知りたいであろうと思われることをパンフレットにして用意している。すなわち図2のごとき『機械化営農組合の機構体系図とその役割』『機械化営農組合の方向について』⁽¹¹⁾という説明書である。

稲作の制限時代に入った昨今では、二三人の見学者グループが多くなり、個人経営の拡大を志向した農民が目立つようになった。

次に南機械化営農組合に対する見学者の推移をみてみよう。高度成長の開花期であった一九六三年の発足当時から二三年間は、反響が大きく視察親睦旅行コースに組みこまれたの年間見学者数は約十三万人に及んだ。⁽¹³⁾

ところが一九七〇年減反政策となるや反転して年間見学者は四、五千人へと激減した。⁽¹⁴⁾レクリエーションを兼ねて「研修旅行」に来るといふ団体は、影をひそめた。

農協による経営受託（木村）

(1) 『機械化営農の五ヶ年』大垣南機械化営農組合 一九六八年、一八頁。

(2) 前掲書、一九頁。

(3) 『機械化営農の八ヶ年』大垣南機械化営農組合 一九七一年、二三頁。

(4) 宮崎俊行『請負耕作と農業生産法人』鳳舎、一九六六年、四九頁。

(5) 脱退した一人であり、当時の組合創立発起人、現入方町自治会長Y・N氏の証言によると分裂の事情は次の如くである。『工場、会社へ専属に勤めた者はよかった。それでも田をあづけた以上、食べる米は、買わねばならぬ。一町歩以上の田をあずけている人は、米を买えるが、配分金だけでは米を买えない人がでてきた。『あんなたちは、オペレーターでよいなあ』という声が聞えてきた。当時の取量は、一反当り七・五俵あったから、二反耕作すれば七、八人は充分食べられた。『家族が食べられる分だけ、一反ないし一・五反くらい、自分らで耕作させよ。』と私達は主張したが、組合長は反対した。『くだける。』と。総会で組合長と議論し、身をひいた。六人程が脱退し、自分達で機械を買った。』当時の組合長は、七六年に亡くなっている。

(6) 組合発足後、三年にして発起人同士が仲間割れした事情について、当時西濃農業改良普及所の農業専門技術員として助言に当たっていたM・M氏は、別の角度から解釈する。

「対立は、二派に分れいわば本家株と分家株の系列の対立が最後まで尾をひいた。本家株は中農上層であり、中間派を入

れて約三分の一の勢力であった。分家株は、農地改革前の自作小作、小自作の小農が多く、全体の三分の二を占めた。中間派は三年間の所得の推移をみて、外へ働きに出る利益の方を選択し、分家株小農派と提携を進めた。結果は分家株のリリーダート・N氏が組合を率いてゆくことになった。

- (7) 大垣市では環境課が窓口となり毎年二月から三月にかけて「花いっぱい運動」を実施する。この運動は市連合自治会を通じ、市民の希望者には「すみれ」などを安価であつせんし、公用水花壇にも花を配布する。この期間が丁度農閑期にあたるので営農組合のトラックが活用され、オペレーターも花の配布に従事している。

- (8) 防除作業には市農協直営の手伝い分も含まれ、表13の七七年度防除（一）内の一、〇〇四ヘクタールというのは、市全域にまたがっているからであり、営農組合管内の受託面積は三〇〇ヘクタールである。

- (9) 一九七五年の年度別技術課題の試算によれば、時間当り労働報酬は、イタリアン七三〇円、ローズ四八九円、ヒエ二八四円で平均五六八円とある。（第一機械化営農組合の内部資料）

- (10) 一九七五年の試算によれば土地一〇アール当り粗収益の夏冬割合は、夏作四、六二七円、冬作二、〇一六円、合計六、六四三円で冬の粗飼料が水稲に比べ約五割収益では低くなつてゐる。七五年度の牧草粗収益は、四一五万円を計上している。また休耕地利用の奨励金は、耕地の所有者に渡し、収穫した牧草は、組合の収入源としている（第一機械化営農組合内部資料）。

- (11) 一九七五年、先進的な西三河地区農業機械銀行のオペレーターが十五名程、見学にきている。視察の意図は、農協職員でない私的な個人或いは集団運営のパイロット達が経営改善の方途を求めて見学にきたと思われる。すでに述べた複合経営すなわち裏作の牧草栽培見学も視察の目的であつた。

- (12) 最近県外からは栃木、鳥取、佐賀など各県のそれぞれ技術課行政系統、市では農政課長、農協では組合参事等の指導者が二～三人組んで見学に訪れている。

- (13) 毎日乗合バスで乗りつけ多い日には十三組、七〇〇人が訪れたりした。一組三〇分間割当で営農組合長と改良普及員が交互に説明を繰り返した。

- (14) 七五年以降になると年間見学者は、二千人を割るようになった。見学者の変化は、四～五人の組が殆んどで小人数のグループになつたこと、それも指導的な立場の人々が観るだけでなく経営実態を平日もかけて探るケースが多くなつたこと、しかも訪垣が二～三回目という人々が増えてきたことである。

四 農業生産組織の動向

1 生産組織に委託する階層

大垣市に結成されている機械化営農組合は上述の二組合だけでなく、表16のごとく大垣市農業機械銀行を頂点として全部で十四の営農組合が旧村落で活動している。一九七六年度

表16 大垣市機械化営農組合連絡協議会構成員の概要

事業主体名	区分	組合員数人	面積 ha	1973年			1976年		
				耕起 ha	代かき ha	刈取り 穫 ha	耕起 ha	代かき ha	刈取り 穫 ha
大垣市第1 機械化営農組合		193	48.0	137.7	85.6	64.5	77.4	53.8	59.3
大垣南機械化営農組合		241	80.0	91.0	71.0	71.0	100.5	83.5	70.0
中川近代化組合		80	75.0	35.0	11.0	—	—	—	—
築捨 営農組合		10	9.8	11.2	—	—	9.8	4.4	—
熊野 営農組合		43	21.0	3.0	3.0	—	4.2	4.2	—
檜 営農組合		6	5.1	4.2	—	—	5.1	5.1	—
平 営農組合		40	36.7	23.0	—	9.3	20.1	3.2	13.8
青木 営農組合		30	20.0	25.0	13.0	—	13.1	13.1	10.7
青野機械化営農組合		7	8.0	10.0	—	—	8.0	5.5	7.8
青野第2 機械化営農組合		12	10.0	12.0	—	—	4.0	2.0	—
矢道 営農組合		35	25.0	25.0	—	—	17.3	12.0	—
中曽根 営農組合		29	19.2	11.7	11.7	—	15.6	15.7	7.8
赤坂農業協同組合		141	82.4	—	—	8.1	68.4	15.7	7.8
檜第2 営農組合		13	10.4	—	—	—	—	—	6.4
大垣市機械化銀行		1562	757.7	—	—	—	97.7	59.6	74.2
計		2442	1208.3	388.8	124.3	81.4	441.2	282.8	257.8

〔注〕 大垣第1 営農、大垣南営農組合の作業実績面積には、全面受託面積を含む。

〔資料〕 大垣市役所農政課1977年。

農協による経営受託（木村）

表17 第1 組合所有地規模別委託率農家構成（単位：戸，%）

規模別	委託率					合計	構成比
	20%未満	20~50%	50~70%	70~90%	90~100%		
0.3ha 未満	—	8	4	7	22	41	30.2
0.3~0.5ha	4	20	6	10	16	56	41.2
0.5~0.7ha	4	4	5	5	5	23	16.9
0.7~1.0ha	2	6	2	2	—	12	8.8
1.0~1.5ha	2	—	1	1	—	4	2.9
合計	12	38	18	25	43	136	100.0
構成比	8.8	27.9	13.2	18.4	31.6	100.0	—

〔資料〕 1977年8月1日現在「所有地耕作地集計表」と「受託者一覧表」による。

八九（五〇五）

この項も二組合の動向にしぼることになる。所有地を規模別に分類して、どの階層がどんな割合で耕地を委託しているかをまとめたものが表17と表18である。北の第一組合では、〇・五ヘクタール未満の階層が委託者全体の七〇パーセントを占めていること

の協議会資料によれば構成組合員総数は二、四四二名、受託面積は一、二〇八ヘクタールに及んでいる。しかしこの十四組合の中で農協による全面経営受託を組織的に実施しているのは、既述の二組合だけである。したがって

表18 南営農組合所有地規模別委託率農家構成(単位:戸,%)

規模別	委託率						合計	構成比
	20%未満	20~50%	50~70%	70~90%	90~100%	合計		
0.3ha 未満	9	5	5	12	28	59	26.1	
0.3~0.5ha	—	8	8	3	23	42	18.6	
0.5~0.7ha	4	14	6	7	8	39	17.3	
0.7~1.0ha	7	18	5	5	12	47	20.8	
1.0~1.5ha	16	8	2	3	7	36	15.9	
1.5~2.0ha	1	1	—	—	1	3	1.3	
合計	37	54	26	30	79	226	100.0	
構成比	16.4	23.9	11.5	13.3	34.9	100.0	—	

(資料) 1977年8月1日現在「所有地耕作地集計表」と「受託者一覧表」による。

ヘクタール以上の所有者で委託している農家は三九戸あり、全体の十七パーセントをこえる。なお、両組合とも小面積を預っているケースの中には、全面受託耕地に隣接した点在耕地を農民から依頼され、機械化耕作の便宜上、組合が引き受

がわかる。そして小農経営ほど全面委託の割合が多く、その過半数が一〇〇パーセントにちかい委託率を示している。十五年の歴史をもつ南営農組合では、表20のごとく〇・五ヘクタール未満の階層より、〇・五ヘクタール以上の階層の方がより多く委託し、全体の五五パーセント強を占めている。一

けている場合がある。

こうして大垣における農業生産組織の存続条件となる委託農家の増大傾向は、生産調整が始って以来小農に限らず大農にも及んでいる。

2 生産組織に関する農家の意向

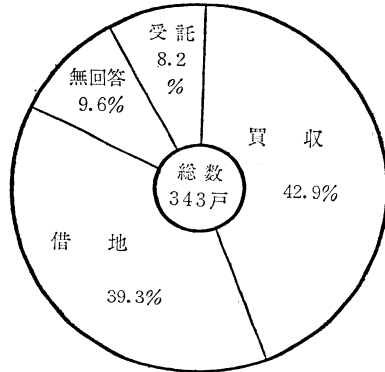
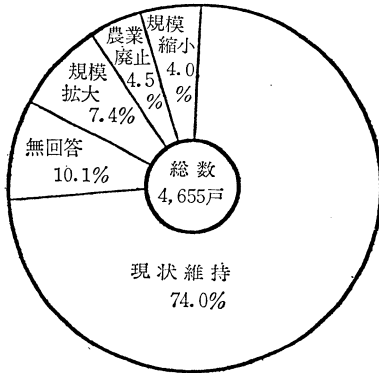
一九七六年八月一日現在で大垣市が実施した農家意向調査によれば図3の1のごとく「経営規模を縮小したり、農業経営をやめたい」が総数四、六五五戸の八・五パーセントにあたる三九五戸あった。図3-3のごとく「規模を縮小したい」「農家総数一八六戸では、「委託に出す」と「貸し付けてもいい」があわせて一四一戸(七五・八パーセント)と大多数が経営受託を希望している。また図3-4のごとく「農業をやめたい」意向の農家総数二〇九戸では、「全部請負に出す」が五三・六パーセントの一一二戸で大半を占め、「全部売る」が一三・四パーセントの二八戸「一部売り、残りはあずける」が一四・四パーセントの二九戸を占めている。図3-3と図3-4で農地を預けたい農家総数は大垣市で二八二戸あり今後増えることが予想される。

図3 大垣市における農家意向調査結果

〈図3-1〉経営規模の考え方

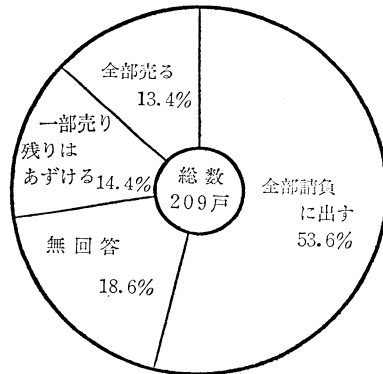
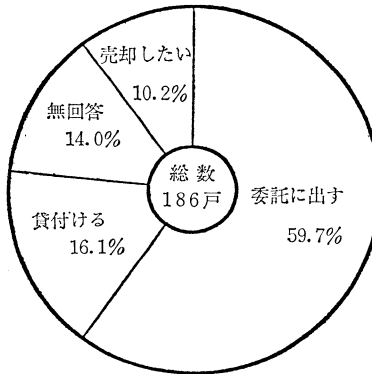
〈図3-2〉拡大の方法（農地）

農協による経営受託（木村）



〈図3-3〉縮小の方法（農地）

〈図3-4〉廃止の方法（農地）



〔資料〕 『大垣市農業の指針』1977年19～20頁。

農家意向調査の意見を集約してみると、営農指導関係の要望では「受委託制度を公的機関で普及に努めてほしい」ということになる。農家の希望しているような農地を委託したい「公的機関」とは「農協」を意味している。この調査の結果経営の拡大縮小に対しては、農家は安心して農地の受託委託ができる公的な生産組織を各所に希望している点が特記すべきである。

3 農業生産組織の構成

農協と直結した生産組織である両組合の構成を表19と表20

表19 第1営農組合構成員の概要（単位：アール，万円）

代 名	年令	続柄	任務分担	自家保有地（アール）			委託分	年俸	その他 手当
				水田	畑	計			
H・H	40	長男	運長 画室主任	76	20	96	52	270	60
H・K	39	次男	営栽培主	95	10	105	20	260	50
T・H	27	次男	機械主任	53	—	53	8	216	40
Y・H	26	長男	栽培係	60	—	60	—	200	40
T・M	23	長男	機械係	45	—	45	7	180	30
Y・S	19	長男	栽培係	98	3	101	—	100	20
H・Y	36	主婦	庶務会計	19	10	29	—	170	10

〔資料〕 1977年8月現在。年俸は1976年（昭和51年）分。

で具体的に考察してみよう。第一組合の企画運営室長 H・H氏は、部落の自治会長兼土地改良組合長でもある。過去に自動車解体業を営んでいた経験をも生かし計数に明るい。表19の「その他の手当」には、超勤・技能・作業・職務・家族・超過・危険と各種手当が含まれている。この諸手当も能率給として精度を高め、やりがいのあるよう単位面積当りの作業基準いわばノルマを勘考したH・H氏の方策であろう。こうし

表20 南営農組合構成員の概要（単位：アール，千円）

氏 名	年令	続 柄	任務分担	自家保有地（アール）			委託分	配分金	年 俸
				水田	畑	計			
T・N	50	世帯主	総括組合長	130	5	135	135	286	3,100
R・N	75	世帯主	理事	118	—	118	118	259	2,135
Y・N	43	世帯主	水稲責任者	87	3	90	90	176	2,789
S・O	29	長 男	機械責任者	80	7	87	40	88	2,402
H・Y	26	長 男	園芸責任者	60	10	70	—	—	2,241
S・K	29	長 男	オペレーター	150	10	160	—	—	2,036
Y・T	22	長 男	オペレーター	100	—	100	—	—	1,893
T・N	19	次 男	オペレーター	130	5	135	—	—	1,572
H・I	19	長 男	オペレーター	120	5	125	—	—	1,065
S・I	33	主 婦	庶務会計	90	2	92	10	22	1,771

〔資料〕 1978年1月28日現在。年俸は1977年（昭和52年）分。

て構成員の給与支出は農協へ報告し、必要な資金は農協から借入れ、経費先取方式をとっている。表19の委託分でもみてもわかるとおり構成員自身は誰一人、組合へ一〇〇パーセントの耕地を委託していない。例えばH・H室長の場合は、五二アールと約半分を預け、残り半分は「じいちゃん・ばあちゃん」が昔の古い機械をつかっ

てレジャー用と健康法に百姓をしている。」という説明になる。

総じて第一組合の組織構成員は二〇〜三〇歳代が中心となっており、栽培、機械の両主任は次男であり、小規模経営の子弟が多い。ただし中には、一九歳のY・Sオペレーターのようは一ヘクタール規模農家の後継者もいる。

表20の南営農組合の組織構成員は、戸主、長男を主体としており第一と比較し経営規模の大きい農家出身者が多い。しかも地元入方町出身の構成員は、三名とも全員所有耕地の一

〇〇パーセントを組合へ委託している。

組合長のT・N氏は、農協の理事を兼ね、部落の農事改良組合長の経験者である。長男は大垣市農協に七七年就職し、次男は当組合最年少のオペレーターT・N氏である。組合長のT・N氏は妻を亡くしたが、八三歳の母親が健在である。

組合長と同じく十五年勤続のR・N氏は、七八年三月七五歳で死亡した。亡くなったR・N氏の長男は、恒常的勤務についており、一一八アールの耕地を預けて、長男の妻は営農組合の補助員として年間を通じ農作業に就いている。表20の三人目、水稲責任者のY・N氏も十五年勤続であり、部落で

は入方スポーツ同好会長をつとめている。同氏の父親は民生委員と老人会の役員であり、妻は会社勤めをしている。隣部落出身の四人目、機械責任者S・O氏は、母一人子一人の家族であり、五〇歳になる母親が組合へ委託に出した残り半分の四七アールを耕作している。S・O氏の母は、毎月定期的に開催される岐阜市および大垣市の競輪場用員として勤めている。次のH・Y氏も父母、自分と三人家族の一人息子であり、母は自宅で美津濃(スポーツ用品製造)の下請作業をしている。

構成員の変化についてみると、当初は地元の専業農家出身者だけが「基幹員」であったのが、七八年現在では隣りの郡の養老町から三人、同市内綾野町から一人オペレーターとして参加している。

発足当初は、実験集落の関係で機械員は地元から供給されたが、その後、人材を農業高校に依頼するに当り、農協の職員として採用し、オペレーターとして機械化組合へ出向体制をとる建前から青年の応募者が集まったという利点は、否定できない。なおこの表20のメンバー以外に組合設立発起人であって一時離脱したが再参加し、当営農組合理事でもあるM・

資料3 1月月例研修会 2月中の作業計画

S53.1.28 午後3時事務所

1. 市草花運搬日程
2月2日(木) 6日(月) 9日(木) 13日(月) 16日(木) 20日(月) 23日(木)
毎日8時30分 市役所集合, ダイナー, ダンプ2台
運転者 大角, 川瀬, 補助員3名(名正, 伊ト, 土屋)
2. 初霜種子粃運搬(美濃加茂センター) 2台, 2月下旬
3. ナス苗準備, 育苗センター播種子予定 2月17日(1回) 25日(2回)
3月1日より移植予定(横山責任者) 1万2千本で種子は万両
4. ワラ始末(全部) 2月上旬
5. 麦肥料(追肥) 2月上旬→寒肥, カンラン, レタス
6. 苗代碎土(耕起)→土屋 15~20ha
7. 梅, サツキ(剪定)→早野, 名和(幸)
8. 圃場整備(各地区作業受持) 各人が圃場をチェック,
9. 休耕圃(転作について) 場所→稲以外の7.5ha
10. 2月11日~12日農協研修
11. その他→田植機の選定

ヤンマー	8条植	138万円
クボタ	6条植	112万円
イセキ	8条植	120万円

〔資料〕大垣南機械化営農組合「月例研修会」配布資料。

H氏が構成員とともに活躍している。すなわち南農協管内の農用地利用増進事業の利用権取得者五名分をM・H氏が代表した形式で組合の受託耕地を増やし、育苗センターを設置し、ハウスを建て、コンバイン、トラクターを更新したりしている訳である。⁽¹⁾

資料3の「2月の作業計画」は、一九七八年一月末の月例研修会で組合長より構成員十名に配布された資料である。表中の左から右への矢印先の説明は、実際に皆が話しあって決めた事項である。田植機の購入については、みんなで実物をみて機種を決めようということになった。前掲した資料2の「月別作業状況」と比較すれば、この資料3「2月中の作業計画」は組合全体の目標と各個人の任務分担をより明確にしていることがよくわかる。市農政課では「リーダーに人を得ることが組合存続の条件である」と組合長を評価している。ともかくこの農業生産組織は、「家長制」「隣百姓」とは縁が無く、青年が六人も参加して計画をもとに集団討議で運営しているのである。組合の青年達は忙しい時の方が元氣である。以前、一九七〇年頃までは暗くなるまで仕事をしていたが、減反するようになってから労働時間の観念が一層強くなり、終業を

時間勵行するようになった。日曜、祭日もキチンと休むようになった。ここは、ナイター農業でも、日曜百姓でもない。

こうして生産組織の両組合とも構成員ノオペレーターの補充には、ことかかない。県立農業高校や県立農業大学の卒業生が、農協と同列の営農組合へ応募してくれることは試験済みである。農業に専業する営農組合のオペレーターは、農協の職員となって組織労働者に転化した訳である。

農協は公的資金を活用し生産組織に代って農業機械を保障してきたが、十五年たてば、償却した機械の損料は零となる⁽³⁾。トラックも含めて機械は営農組合所有に代ってきた。何れにしても、農協での購入は、営農組合での購入と同一なのである。

(1) 「また受託能力を上回る委託希望があったため、五〇年からは従来の受託地域を二分し、同組合はその半分について作業を受託することとし、残りの半分は農用地利用増進事業で他の農家が対応することとした」。(東海農政局「昭和五一年度東海農業情勢報告」一九七七年、一一九頁)。

(2) 機械購入費の八〇パーセントは、企業化資金(低利四、一パーセント)を利用する。残り二〇パーセントが農協資金であり、二年据置、五年均等償還である(農協調べ)。

(3) 当初から「自動車の部」は営農組合所有となっており、ト

農協による経営受託(木村)

ヨダ・ダイナーの四輪車四台、エルフ・ダンブ自動車一台、マツダの軽四輪車三台、トヨタのマイクロバス(二六人乗)一台等が発足八年目で組合所有となっている(「機械化営農の8ケ年」9頁)。

4 集落内農家と組合との相互関係

農業生産組織としての営農組合の動向を知るためには、組合の発祥地であり根拠地である入方町集落内農家の現況を調べなければならぬ。とりあえず「農家がどういう事情でどれだけ組合へ委託しているのか」或いは「今後も委託せずに済むのかどうか」という相互依存関係を表21「入方町集落の調査結果概況」によって明らかにしてみたい。

入方町集落二六戸のうち、所有地をほぼ全面的に委託している農家は、一八戸で集落全体の約七割に当る。集落内委託面積の総計、一〇・二六ヘクタールは、水田面積全体一六・七二ヘクタールの六割強に当る。一戸平均の委託面積は、〇・五四ヘクタールである。

表21によれば、二六戸のうちの五戸、六人が営農組合の基幹労働力となっている。六人のうち三人は、前述の「生産組織の構成」で明らかにした⁽¹⁾。残りの三人は、営農組合の常備

表21 入方町集落の調査結果概況

農家番号	家族人数	労働力人	農専業	農専外業	田(ha)	畑(ha)	所在地	有計ha	委託面積ha	委託率%
1	5	2	0	2	0.37	0.02	0.39	0.39	100.0	
2	6	4	0	3	0.65	0.10	0.75	0.70	100.0	
3	6	4	※(1)	1	0.76	—	0.76	0.74	97.4	
4	1	1	0	0	0.04	—	0.04	—	—	
5	6	3	0	1	0.51	0.12	0.63	0.45	88.4	
6	3	3	2	1	1.34	—	1.34	—	—	
7	4	2	0	2	0.15	—	0.15	—	—	
8	4	4	0	1	0.78	0.03	0.81	0.01	0.4	
9	7	5	0	2	0.85	0.03	0.88	0.88	100.0	
10	4	3	0	1	0.85	0.02	0.87	0.35	41.5	
11	4	4	0	1	1.01	0.03	1.04	—	—	
12	6	4	0	2	1.14	0.02	1.16	—	—	
13	5	5	0	3	0.38	—	0.38	0.38	100.0	
14	4	3	※(1)	1	1.18	—	1.18	1.18	100.0	
15	4	2	※(1)	1	1.17	—	1.17	1.17	100.0	
16	6	4	0	2	0.53	0.03	0.56	0.53	100.0	
17	5	3	(1)	1	0.87	0.03	0.90	0.82	94.8	
18	5	4	2	2	1.21	0.04	1.25	—	—	
19	4	3	(2)	1	1.14	0.03	1.17	1.17	100.0	
20	7	4	0	2	0.01	0.03	0.04	0.04	100.0	
21	4	4	0	2	1.02	—	1.02	0.72	70.8	
22	5	4	0	2	0.02	—	0.02	0.02	100.0	
23	5	3	0	1	0.37	0.02	0.39	0.37	100.0	
24	6	4	0	2	0.12	—	0.12	0.12	100.0	
25	4	2	0	1	0.13	—	0.13	0.12	95.8	
26	5	2	0	1	0.12	0.02	0.14	0.10	77.0	
総計	125	86	10	39	16.72	0.57	17.29	10.26	1764.1	
平均	4.81	3.30	0.38	1.50	0.64	0.022	0.67	0.54	92.8	

〔注〕 ()内は、営農組合職員。※()内は、営農組合常備婦人。

〔資料〕「農家所有地集計表」多芸島支所による。調査は1978年8月。

婦人である。三人の婦人は年間を通じ組合の補助員として農作業に従事し、生産組織を支持している。

すでに十五年にわたって耕地を一〇〇パーセント委託している農家は、農業機械の自家所有もなく、また働ける家族全員が恒常的勤務についているので、今後とも引き続き組合に耕地を委託せざるを得ないであろう。

次に全耕地を預けず、一部を委託している農家の動向はどうであらうか。これも全部は負担だから飯米用の耕地だけ自営して他を預けているケースが多く、戸

主の老令化にともない、後継者は未経験者であるので恐らく近い将来全部の耕地を委託することになるであろう。(4)

それでは十二年前に組合を脱退した七戸の農家の現況と動向は、どうであろうか。七戸のうち二戸は、一度脱退したがまた組合へ再加入している。(5) 残る五戸のうち四戸までが一ヘクタール以上の農家であり、機械を更新しているので耕地を預けるとしても遠い将来であろう。しかしながら、それぞれの農家で「食べるくらいだけ耕す」としても、「いずれ預けなければならぬ日がある」と予想される。(6)

多勢の組合員の中には、「もっと配分金を多くしてほしい。」という要望があることは否定できない。また「配分金は毎年、一〇アル当りの収量に従って増減する性格をもっているため、不安定であることもあって、委託側から一定の地代を望む声も一部に出ている。」(7) という事実もある。しかし「田を預けている人々の本音は「おかげで助かっていゝる。」として「絶対つぶれない」という安心でしよう。」と入方町の主婦は打ち明けている。

表22の職業内容別委託率農家構成では、老人婦人世帯の過半数が所有地を一〇パーセントちかく委託し、続いて役場

農協による経営受託(木村)

表22 南営農組合員の職業内容別委託率農家構成(単位:戸,%)

職業	委託率	委託率					合計	構成比
		20%未満	20~50%	50~70%	70~90%	90~100%		
会社勤務	13	14	4	12	38	81	32.5	
役場、農協、教員等	4	17	4	6	26	57	22.9	
老人、婦人世帯主	5	10	6	2	25	48	19.3	
自営建設	4	6	4	6	9	29	11.7	
土木従事	6	2	2	1	6	17	6.8	
その他	3	5	3	1	5	17	6.8	
合計	35	54	23	28	109	249	100.0	
構成比	14.1	21.7	9.3	11.2	43.7	100.0	—	

〔資料〕 1977年8月1日現在「農家所有地耕作地集計表」と「受託者一覧表」による。

や郵便局、農協、教員等の公務員が比較的高い委託率で組合に依存していることが分る。

(1) 表21の農家番号17番が水稻責任者、19番が現営農組合長である。

(2) 14番が概述の亡き組合理事R・N家であるが、R・N氏の嫁と太平洋工業に勤めている15番農家の妻と、建築にたずさわって

いる3番農家の妻の計三人が年間を通じ資料2の月別作業に従事している。補助員の給与は、七七年度で一日、三五〇〇円、田植労賃は五五〇〇円であった。

(3) 一級建築士事務所を営んでいる1番農家、戸主は農協、後継者も市役所へ勤めている2番農家、同じく息子も

教員で世帯主は和裁の師匠をしている16番農家、当主は農協を定年退職し養子も勤めに出ている24番農家、組合ができる前は隣部落の農家に預けていて、塾を経営している26番農家等々が、引き続き組合へ一〇〇パーセント委託を必要とするケースである。

- (4) 後継者が因に勤め、当主は定年退職したが一部を耕作している5番農家、老父と主人が亡くなり、養子も娘もヤナゲン百貨店に勤めている10番農家、夫婦とも年をとり娘は電話局、養子も勤めているため三分の二近くを預けている21番農家などは近い将来、全部の耕地を委託するケースであろう。
- (5) 一度脱退したが、三年ほどおいて再加入した23番農家の場合は、耕作に従事していた父が亡くなり、母は病弱で当主は大平洋工業KKに勤務し、妻は内職でミシン作業のため全耕地を再び一〇〇パーセント委託している。

(6) 一〇四アールの耕地を所有する当主はトラックを運転し、妻は「月の友」の販売に従事している11番農家の場合は、母が在宅し、息子が二人とも勤めに出ているが農繁期には夫婦とも力を協せているので当面耕地を預ける必要はない。11番農家の分家にあたる7番農家の場合も四七歳の戸主はユニチカを退職して銀行の警備員で働き、妻はパートの仕事に就いているが、本家の農業機械を借りて耕作しているから耕地を預けるとしても遠い将来であろう。

脱退してから入方町の農事改良組合長をつとめる6番農家の場合は、息子夫婦は教員であり当主は六〇歳ちかく、妻はミシンの内職を手がけている。中高年の夫婦は、同じく脱退

者の18番農家と協同購入した機械を使って一三〇アールの耕地を耕作している。現南宮農組合長の本家にあたる一二五アールの所有者18番農家の場合はどうであろうか。三一歳になる長男は各務原市の川崎航空機に勤め、長男の嫁は農家の出身であるが昇職員として児童相談所に勤めている。現在は、機械の利用で当主が一人で充分経営できるばかりでなく農繁期には営農組合を手伝っている。将来は長男が従事しない場合嫁が家で食べるくらい耕せるとしても、「いづれ組合を活用する」日がくると予想される。

- (7) 東海農政局「昭和五一年度東海農業情勢報告」一九七七年、一三〇頁。

(8) 表22では、七七年度九〇〜一〇〇パーセント委託率の農家が一〇九戸、表18では同七九戸、表8の七六年度全耕地委託農家は一四五戸と差異がある。表22は、組合の受託者名簿を主体として作製し、表18は、市役所支所調べ「農家所有地耕作集計表」を主体として作製したものである。8・1調査は所有権で現される数字である。一般に耕地面積は、金を受け取る時には大きく、金を支払う関係には少なく申告される。表8の数字について営農組合の判断は、例えばヤマ小作に出していた残りなど、自分で全部耕作していたのを委託した場合、全耕地加入農家と認定するから役所の数字とは多くなる。すなわち、委託によって米作をやめて、農耕をしていない農家は、全面加入農家と組合では判定している（組合調べ）。

5 集落における営農組合の役割

入方集落の農家は、後継者の嫁をとることに困難はなく有利な事情がある。すなわち嫁をもらう場合「田んぼがあるけれども営農組合にあずけてあるから、田んぼの耕作をしてもらうよりも、今の勤めを続けてもらった方がよい。」と相手の娘に都合よく説得できるからである。

こうして若い夫婦が農業から遠去かりつつある時代にあつて、老夫婦がいつまでも農業に従事できるものでもない。先祖伝来の土地を、安心して預けられる「組合」は、半ば公共的な土地の管理組織という役割をも果している。

一九七八年一月三日、和合農協支所の二階和室で開かれた第一機械化営農組合第一〇回総会には、地元の市会議員が二名出席したが、二名とも社会党選出議員であり来賓席の椅子には腰かけず、組合員と一緒にあぐらをかいて座った。

組合発足以来、一〇年の成果をたたえる祝辞の中で「アメリカからの輸入農産物の自由化が日本の農業政策を猫の目のように変更させている。」という挨拶があった。県関係の来賓祝辞に共通していた組合の存在理由としては、「機械化貧

農協による経営受託（木村）

乏を排除し、小百姓で過大な投資は困難であるから土地を財産として維持するために組織体に委任する」というのである。市農協の組合長は、きびしい情勢の中で組合の活用に言及し、「零細農家の資産管理が目標である。」と祝辞の中で述べている。

一九七八年一月七日、事務所会議室で開かれた南機械化営農組合第十五回定期総会では、次のような意見が、老人の組合員から出された。「田をみているとヒエやセリや雑草が多い。我々老人など手のあいたものにとつては、たとえ五〇〇円でも組合から配慮があれば、草取りなどの手伝いにもゆき易い。預けっぱなしだと田へ出てゆきにくい。我々も気軽に田へはいれるようないい方法を考えてほしい」と。このほかにも「収量計画が達成できないのは目標が高すぎるからではないか」とか、「配当を多くしてほしい」という卒直な意見がでた。

これを聞いて帰った県事務所農務課の「来賓」某氏は、「普通この西濃あたりは『輪中根性』で文句のための文句が多いところだ。ところが、営農組合の総会は、東濃が飛驒にいたようないいムードで建設的な意見がでた。」と庁内で評

資料4 第1号議案 南宮農組合昭和52年度収支決算書

収 入 の 部			
1. 事業収入	82,018,157円	10 アール当り	405kg
2. 米代外収入	8,296,700	秋冬作農外収入	
3. 賦課金	90,400	10アール当り	50円 1戸 200円
4. 繰越金計	7,785	前年度繰越金	
	90,413,042円		
支 出 の 部			
1. 事業支出	66,623,235円	(1) 種子代	1,304,941円
		(2) 肥料代	6,037,785
		(3) 農薬代	1,564,460
		(4) 共同防除費	1,682,551
		(5) 燃料代	1,665,123
		(6) 賃借料	8,371,136
		(7) 共乾費	5,125,231
		(8) 労務費	33,689,424
		(9) 税金、共済等	3,250,311
		(10) 部品、修理費	2,183,287
		(11) 雑資材等	432,010
		(12) 利息	1,816,976
2. 配分金	17,726,130		
3. 管理費	1,535,749		
4. 業務費	3,716,135		
5. 事務費	292,610		
6. 雑支	518,218		
	90,412,077円		
収入支出差引翌年度繰越金		965円	

立命館経済学(第二十七卷・第三号)

(資料) 大垣南機械化営農組合「定期総会資料」1978年1月7日。

一〇〇(五一六)

価している。東濃は、岐阜県の中では比較的革新色の強い地方である。

この第一五回定期総会で審議された第一号議案から第三号議案までを別表に付し、資料4「昭和52年度収支決算書」、資料5「昭和53年度事業計画及収支予定表(案)」、資料6「水稻栽培の作業基準」を参考資料として掲載する。これらの議案は、この組合の役割と動向を示すものであり、農業に計画性を持たせようとする努力がうかがわれる。すなわち一九七七年から七八年にかけても収量は一〇アール当り四二〇キログラムを目指し、配分金は七七年度一〇アール当り二万二一三〇円から七八年度には総額二千万円(八〇ヘクタール)で平均二万五〇〇〇円を目標としている。また第三号議案の「作業基準」

資料5 第2号議案 南宮農組合昭和53年度事業計画及収支予定表(案)

農協による経営受託(木村)

収 入 の 部	
1. 前年度繰越金	965円
2. 事業収入	95,128,362 米10アール当り 420kg 60kg 16,966円
3. 米代外収入	3,000,000 秋冬作, 農外収入
4. 賦課金	90,450 10アール 50円 1戸 200円
5. 雑収入	200,000 利子, その他
合 計	98,419,777円
支 出 の 部	
1. 事業支出	72,000,000円
	(1) 種子代 1,400,000円
	(2) 肥料代 6,500,000
	(3) 農薬代 1,700,000
	(4) 共同防除代 1,800,000
	(5) 燃料代 2,000,000
	(6) 乾燥調整費 5,500,000
	(7) 賃借料 8,500,000
	(8) 労務費 35,000,000
	(9) 税金, 共済等 3,600,000
	(10) 部品, 修理等 2,500,000
	(11) 雑資材等 1,500,000
	(12) 利息 2,000,000
2. 配分金	20,000,000
3. 管理費	1,500,000
4. 事務費	500,000
5. 業務費	4,000,000
6. 雑支出	419,777
合 計	98,419,777円
賦課金の賦課額徴収方法	
1. 賦課金	90,450円
2. 賦課基金	10アール 50円 80.1ヘクタール 1戸 200円 252戸
3. 徴収方法	

決算時配分金より納入

(資料) 大垣南宮農組合「定期総会資料」1978年1月7日。

は過去十五年間の経験の総括であり、作業の指針なのである。六年前に岐阜市からやってきて組合事務所の所在地、入方町で土地を買い家を建てて移り住んだある主婦は、「昔からの「しきたり」(3)には驚いたが、しかし六年間、この部落でよそのものあつかいを受けたことがない。」という。人間どおし「よそのものあつかい」をする閉鎖的な風習がすくないことは、この先駆的な営農事

資料6 第3号議案 南宮農組合水稻培栽の作業基準

作業名	基 幹 技 術	機械名及び用途
種子の予措	ベンレート, T, 水和剤 200倍 スミチオン, 乳剤 1,000倍	24時間浸種 線虫, メイ虫等を重点
水苗代施肥	N40g P40g K40g/3.3m ²	組合専用肥料
〃 播種	3.0dl/3.3m ²	
水苗代 病虫害防除	スミチオン乳剤 1,000倍	80l/10a (スワースプレーヤー)
品 種	みの光, 幸風, 初霜, 日本晴, モチ	県優良品種
本田施肥	ATC化成, 40kg/10a N14. P16. K14	組合専用肥料 (ブロード・キャスター)
耕起代かき	ロンスター除草剤 500CC/10a	合散代かき 乳剤 トラクター ニブ 除草 ロ・ローター
田植, 手植	24cm×27cm/3本植	60株/3.3m ²
除草剤散布	サタンS粒剤 3K/10a	手植後7~13日 散粒機
害虫防除	第1回目 アソジント 3K/10a (メイ虫, モンガレ, カラバエ)	協同防除 スピードダスター
追 肥	高度化成 10K/10a N16. P16. K16	稲の出来により
中干除草剤散布	圃場により 24-D粒剤 3kg/10a	水中粒剤
種 肥	大垣化成 10K/10a N14. P16. K14	生育を見て
病虫害防除	第2回目 ラブサイド, ツマシミ, 3~4K/10a (イモチ, ホガレ, メイ虫, ウンカ)	協同防除 スピードダスター
実 肥	NK化成 10K/10a N15. K15	圃場を見て
落水病虫害防除	第3回目 キタバツサ 3~4K/10a (イモチ, ホガレ, ウンカ)	協同防除 スピードダスター
収 穫	自脱コンバイン, 大型コンバイン	運搬, ダンプ, トラク タ
種 子	バインダー (専用, 脱穀機)	県採種圃
調 整	ライスセンター, 政府売渡し	乾燥調整
其 の 他	水管理, ヒエ除草, 草刈等	モアー肩かけ機
田植機械	4条田植機2台, 6条田植機2台	井関さなえ
品 種	みの光, 初霜, 日本晴	
播種様式	箱型ヨコ60cm×タテ30cm	3.3m ² /1.5合 ばらまき
植付様式	3.3m ² /60株~70株	4本~6本植

(資料) 大垣南機械化営農組合「定期総会資料」1978年1月7日。

業が、排他的な「輪中根性」を薄めているものと考えられる。

(1) 農業改良普及所の祝辞の中の説明では、「現在、個人で農業を始めようと思ったら、最低トラクターが一〇〇万円、二条植の田植機が四〇〇万円、二条刈りのコンバインが一〇〇万円と合計約三〇〇万円は必要である」と(一九七八年一月三日の挨拶)。

(2) 一九六八年、坪当り七千円、二二〇坪を八四万円で購入した。七八年現在、田の状態で坪当り五万円、同じく二二〇坪で六〇〇万円である。勿論周囲は田である。

(3) 一月十五日の「お伊勢迎え行事」で当番に当たった者は、あずきがゆを炊くために午前三時に神社に集合しなければならぬ。十二月二四日から二六日まで報恩講には、朝五時から「おとき」をつくって「おまいり」の人々に提供する」など。

6 生産組織をめぐる諸問題

(1) 農地の転用問題

大垣の営農組合について、発足当初問題にされたことは、「土地管理組合的色彩」が強く、「都市近郊における農業の撤収作戦」の一モデルではないか、⁽¹⁾ということであった。

すなわち「この営農組合の場合、さらに都市化が進展し、農用地の他用途への転用問題が生ずる場合には、現在土地の資産保有を目的として参加している者が営農組合から脱退す

ることが予想され、その場合には困難な問題が生ずる。」⁽²⁾という指摘である。

「高度成長」経済が破綻した現在では、農地の工場用地化は停滞しているが、農地の宅地化は、今でも除々に進行中である。

しかし、大垣の二つの営農組合の根拠地はそれぞれ市街化区域から外され、農振区域に入っている。ところが都市中心よりの管内南杭瀬地区は四〇パーセント、名神高速インター寄りの洲本地区は二〇パーセントの市街化区域を許容している。地元の多芸島地区は、農業一本を目標とし、農地転用案を排除した。

農用地から他用途への転用問題は、将来、農振区域をいつまでもちこたえられるかに関係しているが、現況は、農民の「農地からの労働力の撤収」が受託組織の存続条件となっている。

(2) 地代と配分金の問題

大垣市農業委員会のきめた標準小作料、一〇アル当り一万七、〇〇〇円に比べれば、組合の配分金二万円低迷は問題ない。しかし十年、十五年間も横這いとなるとこのインフレ

時代、配分金は低下の傾向にある。実勢ヤミ小作料は、一〇アール当り上は二俵分(三万四、〇〇〇円)、中で一・五俵分(二万五、五〇〇円)となっている。委託側からは、一定の地代の値上りを望む声もあるが、「一度脱退したら再委託できない。」「ような需給事情が現行の配分金を黙認している。

(3) 内部留保皆無の問題

「生産額から生産所要経費を差引いた金額の全部が配当金として配分され、内部の資本蓄積が行われていない。」⁽³⁾ということは、仮に台風や収穫間際の水害によって収量が著しく減じた場合のことを考えると問題である。赤字の生じた場合、逆に委託農家から取立てていかどうか、不安定要素が大きい。当初「計画以上の配分金を超えた分は積立て、災害時に備えることも考えられた」⁽⁴⁾が、実際は積立てられなかった。利潤追求を目標としない組織は、また内部留保も目的とならず、凶作等で運営に支障を来した場合、委託者(組合員)が連帯で損害を負担せざるをえないことになるであろう。

(4) 補助金経営の問題

農林省の「猫の眼」政策によって補助金対象は次々と変更になる。農業諸団体は、補助金の「受け皿」を常に準備し、

作成しなければならぬ。このことによって農業諸団体は、補助金に依存し、補助金なしには運営できない実態になっている。

南営農組合は、機械化実験集落として県・市の補助のもとに成立した。第一組合は、第一次構造改善事業を導入するに当り補助事業としてトラクター・コンバイン・農機具格納庫育苗施設など総事業費五、〇〇〇万円の七五パーセントを国・県・市に負担させている。続いて第一組合は、減反下の牧草栽培に取り組むに当り、農林省の実験事業として機械の無償補助を受けている。南では一九七六年度農用地利用事業組合が育苗センター五、〇〇〇万円の半額補助を獲得している。

補助金農政の意図は、中核的な専業農家の育成にあったが、ここでは営農組合の育成のため、ひいては農民の「救済」のため補助金が活用されているのである。国の農政が農業農民を「生かさず、殺さず」にとどめている限り、補助金は、農業諸団体にとって当然の「保障」なのである。⁽⁵⁾

(5) 機械の更新の問題

資料7のごとく南の営農組合は、最新式の大形農業機械を使用している。営農組合は、法人組織ではないから帳簿上機

資料7 南宮農組合使用機械一覧表

機 械 名	銘 柄	大 き さ	台 数	備 考
トラクター ホイール型付属付	インターナショナル B434	43-45PS	2	タイヤ、ガードル スイングドロバー
〃	フォードソングキスタ	39.5PS	1	〃
〃	フォードソン3000 スーパーメーチャー	40-44PS	1	〃
〃	〃 4000	55-60PS	3	〃
ローターペーター	パ ワ ー ド	P38	5	サイドドライブ
ロータリーハロー	コーキーローター	D25-20	2	センタードライブ
ニプロ・ドライブ・ハロー	松 山 式	HD-25	3	巾 3200mm
刀 車 ハ ロ ー	〃	MTH-201	2	巾 3450mm
ニプロ・ロータリー	〃	MTR-2311	2	巾 2496mm
田 植 機	井 関 さ な え	PF400型	5	4条植2台 6条植 2台 8条植1台
スピード・ダスター	共 立 式	S, D, R-50	2	
グランド・ダスター	有 光 式	PD-60	1	ナイヤガラ噴口60m
畦 畔, ダ ス タ ー	丸山カペット粒状機	CDH, 6~8HP	1	タンク36立方, 噴口 50m
ブロード・キャスター	スター式 MBC-2W	量 200	1	撒布巾 7m
ライム・ソワー	スター式 T.L.S-8	巾 2.4m 量 500	1	
リ ッ ゼ ャ ー	スター式 MR13-S	三畦用	1	
デ ス ク ハ ロ ー	ス タ ー 式	8×2×18吋	1	
モ ア ー	M R 2 5 - B	刈巾1.82m	2	リヤーマウント, タイ プ
プ ラ ウ	ス タ ー 式	14吋×2	1	ポットム
〃	リハーシブル ランサム13101	16吋×2	1	双用
コ ン バ イ ン	インターナショナル ハーベスターNo. 93	50PS	2	ストローチョッパー 付
バ イ ン ダ ー	ク ボ タ	3条刈	3	結束型
ダ ンプ・トレーラー	北 海 式	2屯積	1	油圧式
自 脱 コ ン バ イ ン	井 関 2 5 0	4条全面刈	3	
揚 水 ポ ン プ	スーパーエース 10HP		1	呼水式

〔資料〕 大垣南機械化営農組合「定期総会資料」1978年1月7日。

械を所有していない。購入済の機械は、農協の所有になつてゐる。

機械の耐用年数は、機種によつて異なる。⁽⁶⁾高性能であればある程、故障し易く機械の耐久力は減退する。また機械の使用面積増大に比例して、耐用年数は減少する。また自動車と同じくメーカーは、オペレーター向けにデザインを更新し、そのために組合では新式導入を迫られることとなる。ともかく機械は償却しなければならぬし、償却が済めば損料は不要になる。こうして機械の更新は進められてきたし、實質的に機械は農協所有から営農組合所有に移行している。南も第一組合も、それぞれ機械の分担責任者は定めてあり、修理も自分達の手でするようにしている。問題は、実体に合うよう機械（含む固定資産）を営農組合の所有に移すような組合の法人化を進めるべきか、否かであろう。

（6）生産調整の問題

米の生産調整に当り、営農組合はそれだけでひとつの集落とみなされ一改良組合と同列視されている。実際には、例えば三城、和合地区の生産調整は第一組合が請負つて、転作などを組織的に対応している。

一九七八年度の転作目標面積は、第一組合が四九八アール、南組合が七五一アールと通達がきている。同じく売渡申込限度数量も両組合で三一〇トンと押えられている。

米に代る飼料作物は、乾燥した頃に梅雨がきたりして、共済もなく不安定である。また麦と大豆は湿田に弱く三割減の収穫となるし、そさいの収益は低い。⁽⁷⁾

減反政策は、冬の裏作を促進し、機械の年間効率と労働配分ではプラスになっているが、主たる水稻の生産意欲を減退させ、組合の経営面では圧迫要素が強い。

「生産調整」は、今後も続けられる見通しが強い中で、個々バラバラの現体制では、効果的な「減反」が不可能なことは明らかである。いわゆる「米過剰」を計画性をもって調整するためには、大垣の機械化営農組合のように地方自治体と直結しうる生産組織でコントロールするのが効果的であることは当然である。問題は、今後「法人化」と結びつく可能性のある生産組織が資本主義の現体制下で「生産調整」に果たす役割についてである。

（7）水管理の問題

収量目標は一〇アール当り四二〇キログラムであるが、達

成できないから配分金にもひびいている。「田植後二、三週間の水管理の適否が除草剤の效果に大きく影響する。このため作期幅の広げられた大規模稲作経営では効果的な水管理を行うことが課題となっている。」⁽⁸⁾特に南の地域は輪中につきものの番水制のため適期に水がこない。最近では裏作の麦の収穫のため田植時期がおくれ、おくれるだけ稲の稚苗には成育上不利となっている。また南部低湿地は、深水のため稚苗を使う機械植は不可能でまだ一〇ヘクタールほどが手植に頼っている。

一九七八年現在、多芸島連合自治会は、進捗している農林省西濃用水の事業が、番水制を無くし、直接下部落へ水が流れてくる工事方の採用を用水事務所へ陳情している。

(8) 農協の合併問題と組織

農協合併促進法による補助金が打ち切られる寸前の一九七八年三月三十一日、大垣市農協は、大垣南、中川、赤坂の三農協を吸収合併した。組合員総数は、四、〇〇〇人から七、〇〇〇人となり県下第五位の組織に拡張した。機械化営農組合の立場からいえば、いわば本家筋にあたる農協が大きくなったわけである。南の組合から言えば、「第一組合」の呼称

農協による経営受託(木村)

を「北」もしくは「東組合」と変更すれば、バランスがとれることになる。

現南営農組合長は「南農協の管外からの申込も多くなる一方だから市一本化にして、西部、東部、北部というように支部を作り、統一した組織体系にもっていくことが効率的となるだろう。ぜひ実現したい」と望んでいる。⁽⁹⁾

農業機械の移動効率からいえば、一位は四〇〇〜四五〇ヘクタールが適当であり、旧村二〜三か村単位で一営農組合が妥当である。受託率が一割として、単位組合当りで五〇ヘクタールあれば、新組織は成立する。

すなわち大垣で農民が要望している「受委託の公的機関」を各所に配置する計画をたてれば、実際には五〜六箇の営農組合が必要なのである。この計画が実現できるかどうかは、市農政課、市農協の指導と地元の必要度、そして「リーダーに人を得るか」にかかっている。とくに農業改良普及所には「リーダー養成」の任務があるから営農組合の今後の発展に関する普及所の責任は重く役割は大きい。

(1) 宮崎俊行、『請負耕作と農業生産法人』鳳舎、一九六六年、五三頁。

- (2) 農政調査委員会『日本の農業・アグリシステム』一九七〇年、四九頁。
- (3) 前掲書『アグリシステム』四九頁。
- (4) 大垣南機械化営農組合『機械化営農の8ヶ年』、一九七一年、三〇頁。
- (5) 営農組合のある役員は、「財界が鉱工業と流通の伸びに必要な労働力を農村から吸収し、おくれさせた農業に足をひっぱられないために利潤からこの程度の補助金を差し出すのは「当り前」と主張する。
- (6) トラクターの耐用時間は、法定で八年間、延六千時間とされているが、営農組合のごとく年間最高六百時間使用しても十年間は持つわけである。一方、田植機、小型コンバイン等は、法定三年間の耐用年数が二年しか持たない（組合調べ）。
- (7) 一九七七年度裏作の一例。ナス苗・農協出荷三、六七一本、一本五〇円で一八、〇八〇円。ピーマン・トマト・スイカ苗個人売、五八二本、一本当り三〇〇円で一七、四六〇円（組合調べ）。
- (8) 東海農政局『昭和五一年度東海農業情勢報告』一四九頁。
- (9) 農業共済新聞「定着した完全請負農業」一九七七年六月二二日第一二九号所収。

五 展 望

大垣では、十年間として十五年間、農協がオペレーターを農協職員として身分保障し、組合は集落と密着して受託組織

を維持してきた。この組織の特徴は、利潤追求が目的でなく、構成員の所得補償方式を建前として農業経営を受託したことにあつた。

大垣南機械化営農組合の根拠地に隣接した多芸島集落でシクラメンなどの温室栽培を自営している青年（元四日クラブ会長、二六歳）は、組合の存在について、「みな一生懸命、力をあわせているから十五年間もつたのである。組合の受入体制が整えば、すなわちもっと人を増やし、機械を導入して採算があえば、組合はまだ大きくなる。というのは、預けたい希望の人が多勢いるからだ。自分も園芸の経営が軌道にのれば、採算のあわない田は預けたい。」と語っている。彼は園芸の自営を始めた当初、組合のトラックを実費で安く借用できたことを感謝していた。

乳牛五五頭を兄と協同して飼育している専業青年（前四日クラブ会長、二五歳）は、同地域の第一機械化営農組合について次のような見解を述べている。

「農業の大型機械化一貫体系で、例えば収穫―運搬―格納作業など分業と協業が集団で行われ、作業能率はあがっている。仕事をしている若い新しい人は、先輩の指導で伸びてい

るし、分担して責任をもたされているし、仕事にプライドを
持っている。将来大垣の西地区にいずれ地域の要望から営農
組合の必要が生ずるだろう。その時、東の第一組合で養成さ
れた幹部が指導者となつて新組合の建設をリードできるであ
ろう」と。この青年の兄は、第一機械化営農組合創立当時の
発起人であり、共に酪農している今も、田植の農繁期などに
は毎日兄弟二人のどちらかが時間を割いて、オペレーターと
して組合の手伝いに出ているのである。

大垣における上記二つの営農組合は、「土地管理組合」の
側面よりも「農業生産組織」の側面が強く、現地の農民にと
っては、農地を守り、ひいては地域の農業を維持し、結局は
農民を支えてきた大切な組織であつたし、現在もそうである。
日本農業の基本的な担い手は、近い将来においては、やは
り独立自営の安定農家であつて生産組織ではないであらう。
しかし、将来にわたつて農業生産組織は日本農業の担い手に
なりえないとはいきれないのである。

生産組織も、その基盤の中心は集落に置くべきであらう。
すくなくとも生産組織の育つような集落は、この小論でも明
らかなごとく、全体として現実の農業問題と積極的に対決し

農協による経営受託（木村）

ていく姿勢をもつた集落であり、従つて生産組織は集落に守
られ成長してきたのであるし、今後もそうであるだろう。生
産組織を構成している農民が集落農民の立場にたつて、農民
のために進むかぎり、農業生産組織の未来は開けてくる。

〔追記〕

このたびの調査で特に御協力を願つた名和敏夫氏をはじめ大垣
南機械化営農組合の諸氏、日比野久氏をはじめ大垣第一機械化営
農組合の諸氏、農業改良普及所関係の松原充夫氏、田中義巳氏、
市農政課の高木照夫氏、市多芸島支所の田中一美氏、四日クラブ
の佐竹静氏、大石修氏、南農協の吹原正美氏、県農協中央会の大
倉宏氏、多芸島連合自治会長の名和義栄氏（順不同）の皆様には深
く感謝します。